**第５次きさらづ**

**障がい者プラン**

**（素案）**

木更津市障害者計画

木更津市障害福祉計画

木更津市障害児福祉計画



**令和　年　月**

**木 更 津 市**

はじめに

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

令和　年　月

　　　　　　　　　　　　　　　　　木更津市長　　渡　辺　芳　邦

素案の作成にあたり

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

木更津市地域自立支援協議会

会　長　　野　中　道　男

**目　次**

[第１部　総論 1](#_Toc57623487)

[第１章　計画の概要 3](#_Toc57623488)

[１　計画策定の背景と目的 3](#_Toc57623489)

[２　計画の位置づけ、計画期間と進行管理 4](#_Toc57623490)

[第２章　障がいのある人を取り巻く現状 9](#_Toc57623491)

[１　市の地勢 9](#_Toc57623492)

[２　人口・世帯数の動向 10](#_Toc57623493)

[３　障がいのある人の状況 11](#_Toc57623494)

[４　障がい者施策の動向 19](#_Toc57623495)

[５　アンケート調査結果にみる障がいのある人のニーズ 22](#_Toc57623496)

[第３章　障がいのある人を取り巻く課題の整理 37](#_Toc57623497)

[第２部　障害者計画 41](#_Toc57623498)

[第１章　計画の基本的な考え方 43](#_Toc57623499)

[１　基本目標 43](#_Toc57623500)

[２　基本施策 44](#_Toc57623501)

[３　施策の体系 46](#_Toc57623502)

[第２章　施策の展開 47](#_Toc57623503)

[１　みんなが理解し合えるまちづくり 47](#_Toc57623504)

[２　自立した生活をおくれるまちづくり 52](#_Toc57623505)

[３　充実し生きがいのあるまちづくり 57](#_Toc57623506)

[４　安全で安心して暮らせるまちづくり 60](#_Toc57623507)

[５　健やかな成長を支援するまちづくり 63](#_Toc57623508)

[６　総合的支援のあるまちづくり 65](#_Toc57623509)

[第３部　障害福祉計画・ 障害児福祉計画 67](#_Toc57623510)

[第１章　第４次きさらづ障がい者プランの取組状況 69](#_Toc57623511)

[１　障がい者施策の取組状況 69](#_Toc57623512)

[２　障害福祉サービス等の実施状況 72](#_Toc57623513)

[第２章　計画の方向性と目標 83](#_Toc57623514)

[１　計画の方向性 83](#_Toc57623515)

[２　国の指針に基づく本市の目標 85](#_Toc57623516)

[第３章　障害福祉サービス等の整備 95](#_Toc57623517)

[１　指定障害福祉サービス等 95](#_Toc57623518)

[２　地域生活支援事業 101](#_Toc57623519)

[３　指定通所支援等 111](#Book_Link3)

[資料編 117](#_Toc57623520)

[１　木更津市障害福祉計画策定委員会名簿等 119](#_Toc57623521)

[２　用語解説 120](#_Toc57623522)

この計画書の中では、法的に定められている（法律名、固有名称、サービス名など）以外は、「障害」という表記を避け、文脈に応じ

「障がい」と表記いたしました。

# 第１部　総論

第１章　計画の概要

１　計画策定の背景と目的

近年、障がいのある人に関する法律や制度が整備され、その充実とともに、障がい福祉サービスのニーズは多様化し、障がいのある人が地域において安全で安心した生活ができるようなまちづくりが求められています。平成28年4月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行され、障がいのある人の差別の禁止及び日常生活や社会参加への社会的障壁の除去に向けた合理的配慮の提供義務が定められました。また、平成28年5月には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部が改正され、障がいのある人の生活や就労に関する支援の一層の充実、高齢化に伴う介護保険サービスの円滑な利用の促進等を目的とする障がいのある人の望む地域生活の支援、外出困難な障がい児へ居宅訪問による発達支援のサービスの提供、医療的ケア児への適切な支援等障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、さらにサービスの質の確保・向上に向けた環境整備が求められました。

また、難病患者への支援については、対象疾病は平成27年7月に332疾病、令和元年７月には361疾病に拡大されました。

木更津市では、このような状況下、障害者基本計画の理念に基づき、平成30年３月に「第４次きさらづ障がい者プラン」を策定し、保健、医療、福祉をはじめ雇用、就労、まちづくりなど様々な分野における施策を総合的・計画的に推進し、障がいのある人へ障がい特性に応じた障がい福祉サービスの提供、障がいの有無にかかわらず地域で共生した社会の構築に努めてきました。

「第４次きさらづ障がい者プラン」は本年度で計画期間満了となるため、国・県等の動向や各種制度改正への適切な対応、また、障がいのある人のニーズ等を踏まえつつ、障がい者施策の一層の推進を図るため、これから３か年の指針となる「第５次きさらづ障がい者プラン」を策定するものです。

２　計画の位置づけ、計画期間と進行管理

（１）計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第３項に規定される市町村障害者計画、障害者総合支援法第88条に規定される市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に規定される市町村障害児福祉計画を一体的に定めたものであり、市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

木更津市障害者計画は、「木更津市基本構想（目標年度：西暦2030年度）」の個別計画の１つとして、基本構想に掲げる５つのまちづくりの基本方向のうち、特に「安心・安全でいきいきとした暮らしづくり」について、障がい者施策の観点からその具体化を図る計画として位置づけられ、障がい者施策を推進するための基本理念、基本方向を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい者施策推進のための指針となるものです。

また、木更津市障害福祉計画及び木更津市障害児福祉計画は、木更津市障害者計画を上位計画とした具体的な実施計画と位置づけられます。

なお、本プランは、国や県の指針、計画等の内容を踏まえて策定するとともに、市の保健福祉分野におけるほかの計画をはじめ、教育、雇用、人権、まちづくりなど関連分野における施策との連携を図りながら推進するものとします。

木 更 津 市 基 本 構 想

木更津市第２次基本計画

第３期木更津市地域福祉計画

障害者基本法他

第５次きさらづ障がい者プラン

第３次健康きさらづ２１　他

木更津市住生活基本計画　他関連計画

（２）計画の期間

計画期間は、令和３年度から令和５年度までの３か年とし、令和５年度に計画の見直しを行います。ただし、今後の制度改革の動向や社会情勢の変化等に柔軟な対応をするため、必要に応じて見直しを行います。

■計画の期間

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 木更津市  障害者計画 |  |  | 第4次見直し |  |  | 第５次 |  |  | 次期計画  次期計画  見直し |
| 木更津市  障害福祉計画 |  |  | 第５期 |  |  | 第６期 |  |  |  |
| 木更津市  障害児福祉計画 | 第１期 |  |  |  |  | 第２期 |  |  |  |

（３）計画の進行管理

第５次きさらづ障がい者プランは、中長期的な障がい者施策に関する基本計画であり、計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等の様々な分野にわたっています。

このため、障がい福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体、障がいのある人などの連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図る必要があります。

本計画については、「計画（Plan）」「実施（Do）」「点検・評価（Check）」「見直し（Act）」のＰＤＣＡサイクルを確立し、関係施設や当事者等を構成員とする地域自立支援協議会専門部会において、毎年度、施策の充実や事業実施の見直しについての協議を継続的に行うことにより、進行管理を行い、本計画に掲げた項目の全てを点検した上で、必要に応じて計画の見直しを行います。

■計画の進行管理（ＰＤＣＡサイクル）

計画の進捗状況の

点検・評価

***Plan***

***Check***

***Do***

***Act***

計画に基づく

施策・事業の推進

計画の策定

計画への

点検結果等の反映

（４）計画の進捗状況の公表

本計画の進捗状況については、毎年度市民に対して公表し、情報共有の推進と説明責任を果たします。

公表にあたっては、市のホームページや広報紙等の媒体を利用し、よりわかりやすい内容に努めるとともに、市民からの意見を基に、その後の取組に反映させていきます。

（５）計画の対象者

障害者計画の対象者である「障害者」とは、障害者基本法第２条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とし、「てんかん及び自閉症を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって、長期にわたり生活上の支障がある者」も含むこととします。

また、障害福祉計画の対象者である「障害者」とは、障害者総合支援法の規定によるものとします。

|  |
| --- |
| 【障害者基本法】  （定義）  第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  一　障害者　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。  二　社会的障壁　障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。 |

|  |
| --- |
| 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】  （定義）  第四条　この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。  ２　この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。 |

|  |
| --- |
| ◆身体障害者福祉法第四条：  （身体障害者）  第四条　この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。  ◆精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条：  （定義）  第五条　この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。  ◆発達障害者支援法第二条第二項：  （定義）  第二条　この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。  ２　この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。  ３　この法律において「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。  ４　この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う個々の発達障害者の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。  ◆児童福祉法第四条第二項：  第四条　この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。  一　乳児　満一歳に満たない者  二　幼児　満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者  三　少年　小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者  ２　この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。 |

第２章　障がいのある人を取り巻く現状

１　市の地勢

木更津市は、千葉県のほぼ中央に位置し、首都圏から50km圏内にあり、西は東京湾に臨み、東は市原市、北は袖ケ浦市、南は君津市に隣接し、東西距離は21.98km、南北距離は14.54km、面積は138.95K㎡で東西に広く伸びています。

海岸線に沿ってＪＲ東日本の内房線、国道16号及び国道127号が走り、金田地区では土地区画整理事業による宅地造成が進められています。

中心市街地から東側や南側に広がる住宅地では、区画整理事業による宅地造成工事が完了し、戸建て住宅を中心とした建物の建設が進んでいます。

木更津地区は、北部から南部にかけて小櫃川、矢那川、烏田川及び畑沢川が形成した沖積平野で、泥層を主とする田園地帯であり、東部から南部にかけては低い丘陵の続く洪積台地からなっており、小櫃川河口部は東京湾に残された唯一の自然干潟である小櫃川河口干潟が広がっています。

また、富来田地区は小櫃川が東西に貫流し、その流域は豊かな田園地帯を形成しており、北東部から南西部にかけての山林地帯は、極めて豊かな自然条件に恵まれています。

２　人口・世帯数の動向

（１）人口の推移

本市の総人口は、令和２年４月１日現在135,400人で一貫して増加傾向で推移しています。

一方、年齢別の人口をみると、18歳未満は減少しています。18歳～64歳では令和元年までは減少していますが、令和２年には前年より100人程度増えています。65歳以上の人口は増加傾向にあります。このことから、少子・高齢化の進展がうかがえます。

■総人口と年齢別人口の推移

（単位：人、％）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和２年 |
| 総人口 | | 134,029 | 134,585 | 134,944 | 135,154 | 135,400 |
| 18歳未満 | | 21,800 | 21,741 | 21,650 | 21,461 | 21,229 |
|  | 構成比率 | 16.3 | 16.2 | 16 | 15.9 | 15.7 |
| 18～64歳 | | 76,959 | 76,791 | 76,516 | 76,433 | 76,538 |
|  | 構成比率 | 57.4 | 57.1 | 56.7 | 56.5 | 56.5 |
| 65歳以上 | | 35,270 | 36,053 | 36,778 | 37,260 | 37,633 |
|  | 構成比率 | 26.3 | 26.8 | 27.3 | 27.8 | 27.8 |

（注）構成比率は、小数点以下２位を四捨五入しており100％を上下する場合がある。

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

（２）世帯数・平均世帯人員の推移

本市の世帯数は、令和２年４月１日現在62,561世帯で、人口の増加と同様に世帯数も一貫して増加傾向で推移しています。

一方で、平均世帯人員をみると、平成28年の2.26人から、令和２年には2.16人へと減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

■世帯数と平均世帯人員の推移

（単位：世帯、人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和２年 |
| 世帯数 | 59,398 | 60,268 | 60,954 | 61,726 | 62,561 |
| 平均世帯人員 | 2.26 | 2.23 | 2.21 | 2.19 | 2.16 |

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

３　障がいのある人の状況

（１）障がい者手帳の交付状況

本市における障がいのある人を障がい者手帳の交付状況からみると、令和２年４月１日現在、身体障害者手帳所持者が5,040人、療育※手帳所持者が1,066人、精神障害者保健福祉手帳所持者が887人となっており、全ての障がい種別において増加傾向で推移しています。

また、総人口に対する障がい者手帳所持者の占める割合についても増加傾向で推移しています。

■障がい者手帳交付状況の推移

（単位：人、％）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和２年 |
| 総人口 | | 134,029 | 134,585 | 134,944 | 135,154 | 135,400 |
| 身体障害者手帳 | | 4,459 | 4,471 | 4,628 | 4,748 | 5,040 |
|  | 対総人口比 | 3.33 | 3.32 | 3.43 | 3.51 | 3.72 |
| 療育手帳 | | 882 | 935 | 940 | 1,008 | 1,066 |
|  | 対総人口比 | 0.66 | 0.69 | 0.7 | 0.75 | 0.79 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | | 683 | 725 | 769 | 825 | 887 |
|  | 対総人口比 | 0.51 | 0.54 | 0.57 | 0.61 | 0.66 |
| 手帳所持者計 | | 6,024 | 6,131 | 6,337 | 6,581 | 6,993 |
|  | 対総人口比 | 4.49 | 4.56 | 4.7 | 4.9 | 5.2 |

（注）所持率は、小数点以下２位を四捨五入しており100％を上下する場合がある。

資料：障がい福祉課、住民基本台帳（各年４月１日現在）

1. 身体障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳の交付状況を年齢別にみると、65歳以上の手帳所持者数は年々増加している一方、令和２年においては、18歳未満と18～64歳の手帳所持者数が減少傾向で推移しています。

■身体障害者手帳交付状況の推移（年齢別）

（単位：人、％）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和２年 |
| 18歳未満 | | 98 | 92 | 85 | 89 | 74 |
|  | 構成比率 | 2.2 | 2.1 | 1.9 | 1.9 | 1.5 |
| 18～64歳 | | 1,447 | 1,283 | 1,349 | 1,374 | 1,116 |
|  | 構成比率 | 32.5 | 28.7 | 29.1 | 28.9 | 22.1 |
| 65歳以上 | | 2,914 | 3,096 | 3,194 | 3,285 | 3,850 |
|  | 構成比率 | 65.4 | 69.2 | 69 | 69.2 | 76.4 |
| 計 | | 4,459 | 4,471 | 4,628 | 4,748 | 5,040 |

（注）構成比率は、小数点以下２位を四捨五入しており100％を上下する場合がある。

資料：障がい福祉課（各年４月１日現在）

・療育※：資料編P.126を参照

等級別にみると、それぞれの等級の占める割合は、ほぼ一定で推移しており、重度（１・２級）の人が全体の半数ほどを占めています。

■身体障害者手帳交付状況の推移（等級別）

（単位：人、％）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和２年 |
| １級 | | 1,575 | 1,597 | 1,623 | 1,629 | 1,825 |
|  | 構成比率 | 37.4 | 37.7 | 35.1 | 34.3 | 36.2 |
| ２級 | | 593 | 594 | 605 | 641 | 653 |
|  | 構成比率 | 14.1 | 14 | 13.1 | 13.5 | 13 |
| ３級 | | 670 | 673 | 698 | 718 | 757 |
|  | 構成比率 | 15.9 | 15.9 | 15.1 | 15.1 | 15 |
| ４級 | | 1,127 | 1,119 | 1,202 | 1,249 | 1,306 |
|  | 構成比率 | 26.7 | 26.4 | 25.9 | 26.3 | 25.9 |
| ５級 | | 245 | 236 | 234 | 231 | 221 |
|  | 構成比率 | 5.8 | 5.6 | 5 | 4.8 | 4.4 |
| ６級 | | 249 | 252 | 266 | 280 | 278 |
|  | 構成比率 | 5.9 | 6 | 5.8 | 9.6 | 5.5 |
| 計 | | 4,459 | 4,471 | 4,628 | 4,748 | 5,040 |

（注）構成比率は、小数点以下２位を四捨五入しており100％を上下する場合がある。

資料：障がい福祉課（各年４月１日現在）

部位別にみると、肢体不自由がほぼ半数を占めています。

また、ここ５年間では、内部障がいが360人以上増加しています。

■身体障害者手帳交付状況の推移（部位別）

（単位：人、％）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和２年 |
| 視覚障がい | | 238 | 244 | 248 | 258 | 261 |
|  | 構成比率 | 5.3 | 5.5 | 5.4 | 5.4 | 5.1 |
| 聴覚・平衡機能障がい | | 362 | 352 | 362 | 379 | 408 |
|  | 構成比率 | 8.1 | 7.9 | 7.8 | 8 | 8.0 |
| 言語・音声・そしゃく機能障がい | | 76 | 87 | 90 | 90 | 97 |
|  | 構成比率 | 1.7 | 1.9 | 1.9 | 1.9 | 1.9 |
| 肢体不自由 | | 2,339 | 2,296 | 2,323 | 2,383 | 2,514 |
|  | 構成比率 | 52.5 | 51.4 | 50.2 | 50.2 | 49.4 |
| 内部障がい | | 1,444 | 1,492 | 1,605 | 1,638 | 1,810 |
|  | 構成比率 | 32.4 | 33.4 | 34.7 | 34.5 | 35.6 |
| 計 | | 4,459 | 4,471 | 4,628 | 4,748 | 5,090 |

（注）構成比率は、小数点以下２位を四捨五入しており100％を上下する場合がある。

資料：障がい福祉課（各年４月１日現在）

1. 療育手帳の交付状況

療育手帳の交付状況を年齢別にみると、18歳未満の区分については、増加傾向で推移している一方、18歳以上の区分は、増減を繰り返し一定数で推移しています。

■療育手帳交付状況の推移（年齢別）

（単位：人、％）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和２年 |
| 18歳未満 | | 237 | 223 | 252 | 298 | 329 |
|  | 構成比率 | 26.9 | 23.9 | 26.8 | 29.6 | 30.9 |
| 18歳以上 | | 645 | 712 | 688 | 710 | 737 |
|  | 構成比率 | 73.1 | 76.1 | 73.2 | 70.4 | 69.1 |
| 計 | | 882 | 935 | 940 | 1,008 | 1,066 |

（注）構成比率は、小数点以下２位を四捨五入しており100％を上下する場合がある。

資料：障がい福祉課（各年４月１日現在）

等級別にみると、Ａ（Ａ１・Ａ２）、Ｂ（Ｂ１・Ｂ２）とも増加しており、特にＢ（Ｂ１・Ｂ２）については、ここ５年間で146人増加しています。

■療育手帳交付状況の推移（等級別）

（単位：人、％）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和２年 |
| Ａ（Ａ１・Ａ２） | | 315 | 328 | 326 | 336 | 353 |
|  | 構成比率 | 35.7 | 35.1 | 34.7 | 33.3 | 33.1 |
| Ｂ（Ｂ１・Ｂ２） | | 567 | 607 | 614 | 672 | 713 |
|  | 構成比率 | 64.3 | 64.9 | 65.3 | 66.7 | 66.9 |
| 計 | | 882 | 935 | 940 | 1,008 | 1,066 |

（注）構成比率は、小数点以下２位を四捨五入しており100％を上下する場合がある。

資料：障がい福祉課（各年４月１日現在）

③　精神障害者保健福祉手帳の交付状況

精神障害者保健福祉手帳の交付状況を年齢別にみると、18～64歳の区分が大半を占めています。

また、ここ５年間では、全ての区分で増加傾向がみられます。

■精神障害者保健福祉手帳交付状況の推移（年齢別）

（単位：人、％）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和２年 |
| 18歳未満 | | 9 | 14 | 21 | 29 | 31 |
|  | 構成比率 | 1.3 | 1.9 | 2.7 | 3.5 | 3.5 |
| 18～64歳 | | 568 | 606 | 636 | 683 | 736 |
|  | 構成比率 | 83.2 | 83.6 | 82.7 | 82.8 | 83 |
| 65歳以上 | | 106 | 105 | 112 | 113 | 120 |
|  | 構成比率 | 15.5 | 14.5 | 14.6 | 13.7 | 13.5 |
| 計 | | 683 | 725 | 769 | 825 | 887 |

（注）構成比率は、小数点以下２位を四捨五入しており100％を上下する場合がある。

資料：障がい福祉課（各年４月１日現在）

等級別にみると、全ての１級（重度）については令和元年から２年については減少したものの、その他の等級では増加しており、特に２級（中度）については、ここ５年間で121人増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳交付状況の推移（等級別）

（単位：人、％）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和２年 |
| １級（重度） | | 89 | 88 | 98 | 104 | 101 |
|  | 構成比率 | 13 | 12.1 | 12.7 | 12.6 | 11.4 |
| ２級（中度） | | 422 | 460 | 462 | 489 | 543 |
|  | 構成比率 | 61.8 | 63.4 | 60.1 | 59.3 | 61.2 |
| ３級（軽度） | | 172 | 177 | 209 | 232 | 243 |
|  | 構成比率 | 25.2 | 24.4 | 27.2 | 28.1 | 27.4 |
| 計 | | 683 | 725 | 769 | 825 | 887 |

（注）構成比率は、小数点以下２位を四捨五入しており100％を上下する場合がある。

資料：障がい福祉課（各年４月１日現在）

（２）自立支援医療の受給者数の状況

自立支援医療（更生医療）は、18歳以上の身体障がいのある人で一定の所得未満の人（人工透析等の継続的な治療をされる人を除く。）に対し、職業能力や生活能力の回復増進を図るため、現在の障がいの程度を除去又は軽減されると期待できる場合に指定医療機関で行う医療費の一部を助成する制度です。

自立支援医療（育成医療）は、18歳未満の身体上の障がいを有する児童が指定医療機関において受けた医療（治癒が確実に見込まれるもの）に要する医療費を支給します。

自立支援医療（精神通院医療）は、精神疾患（てんかんを含みます。）で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の人に、通院のための医療費の自己負担を軽減するものです。

本市の自立支援医療受給者数については以下のとおりとなっており、育成医療受給者数が減少している一方、更生医療と精神通院医療の受給者数は増加傾向で推移しています。

■自立支援医療の受給者数の推移

（単位：人）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和２年 |
| 更生医療 | 291 | 460 | 614 | 662 |
| 育成医療 | 20 | 31 | 24 | 16 |
| 精神通院医療 | 1,814 | 1,854 | 1,966 | 2,118 |
| 計 | 2,125 | 2,345 | 2,604 | 2,796 |

資料：障がい福祉課（各年４月１日現在）

（３）難病患者の状況

これまで、身体障害者手帳の取得が難しいケースが多く、必要な支援が受けられない「制度の谷間」にあった難病※患者も、平成25年４月から障害者総合支援法により、障害福祉サービス、相談支援等の対象となり、その対象範囲は、令和元年７月１日から361疾病に拡大されました。

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾病を「指定難病」とし、その治療に係る医療費の一部を公費で負担しています。小児慢性特定疾病医療受給者数は70～80人の間で推移している一方、特定医療費（指定難病）受給者数は、減少傾向でしたが、令和２年で再び増加しています。

また、平成26年５月に難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）が成立し、平成27年１月１日から施行されました。難病のうち国が定めた基準に該当する333疾病が指定難病とされ、指定難病に係る医療費の助成が行われています。

■特定医療費（指定難病）受給者数及び小児慢性特定疾病医療受給者数の推移

（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和２年 |
| 特定医療費（指定難病）受給者数 | 910 | 925 | 848 | 826 | 862 |
| 小児慢性特定疾病医療受給者数 | 70 | 71 | 73 | 74 | 77 |
| 計 | 980 | 996 | 921 | 900 | 939 |

資料：障がい福祉課（各年４月１日現在）

（４）児童発達支援の実施状況

発達障がい※のある人・子どもについては、統計がないため市内の対象者を把握することができません。発達障がいのある人・子どもの中には、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を取得しており、知的障がいや精神障がいに含まれている人もいます。

なお、本市の児童発達支援の利用児童数の推移をみると、増加傾向で推移しており、平成28年の86人から、令和２年には149人と63人増加しています。

■児童発達支援の利用児童数の推移

（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和２年 |
| 利用児童数 | 86 | 98 | 100 | 130 | 149 |

資料：障がい福祉課（各年４月１日現在）

・難病※：資料編P.123を参照　　・発達障がい※：資料編P.124を参照

（５）就学の状況

ここ５年間の特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移をみると、児童・生徒数は増加傾向で推移しており、それに伴い学級数も増加傾向にあります。

令和２年５月１日現在、本市の小・中学校に設置されている特別支援学級は、87学級（小学校58、中学校29）で、在籍している児童・生徒数は、396人（小学校277人、中学校119人）となっています。

また、令和２年度の圏域の特別支援学校の在籍者数は、小学部72人、中学部28人となっています。

■特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移

（単位：学級数、人）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和２年 |
| 小学校 | 学級数 | 50 | 48 | 50 | 51 | 58 |
| 児童数 | 215 | 214 | 236 | 248 | 277 |
| 中学校 | 学級数 | 24 | 26 | 26 | 27 | 29 |
| 生徒数 | 79 | 85 | 94 | 118 | 119 |

資料：学校教育課（各年５月１日現在）

■圏域の特別支援学校在籍者数（木更津市在籍者のみ）

（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和２年 |
| 君津特別  支援学校 | 小学部 | 46 | 52 | 59 | 66 | 68 |
| 中学部 | 19 | 19 | 21 | 24 | 25 |
| 槙の実特別支援学校 | 小学部 | 3 | 4 | 3 | 4 | 4 |
| 中学部 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 |

資料：各学校

（６）障害支援区分の状況

障害福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分※」の認定を受けることが必要となる場合があります。

障害支援区分の認定者の状況は以下のとおりとなっています。

区分１、２は減少傾向で推移しており、区分３、５は平成30年度まで増加するも翌年以降は減少に転じています。区分４は増加傾向で推移し、区分６は平成30年度で大きな増加が見られ、以降横ばいで推移しています。

また、令和２年は区分６が全体の約３分の１を占めるなど、障がいの重度化が進行している状況がうかがえます。

■障害支援区分認定者数の推移

（単位：人、％）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和２年 |
| 区分１ | | 10 | 7 | 8 | 7 | 7 |
|  | 構成比率 | 1.9 | 1.3 | 1.2 | 1.0 | 1.1 |
| 区分２ | | 116 | 102 | 108 | 92 | 90 |
|  | 構成比率 | 21.7 | 18.5 | 16.1 | 14.1 | 14.3 |
| 区分３ | | 101 | 117 | 150 | 145 | 135 |
|  | 構成比率 | 18.9 | 21.2 | 22.3 | 22.2 | 21.5 |
| 区分４ | | 74 | 91 | 114 | 117 | 121 |
|  | 構成比率 | 13.8 | 16.5 | 16.9 | 17.9 | 19.3 |
| 区分５ | | 91 | 92 | 109 | 105 | 94 |
|  | 構成比率 | 17.0 | 16.7 | 16.2 | 16.1 | 15.0 |
| 区分６ | | 143 | 142 | 184 | 188 | 181 |
|  | 構成比率 | 26.7 | 25.8 | 27.3 | 28.7 | 28.8 |
| 計 | | 535 | 551 | 672 | 654 | 628 |

（注）構成比率は、小数点以下２位を四捨五入しており100％を上下する場合がある。

資料：障がい福祉課（各年４月１日現在）

・障害支援区分※：資料編P.121を参照

４　障がい者施策の動向

（１）障害者基本法の改正

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念に則り、全ての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に、障害者基本法が改正され、平成23年８月から施行されました。

また、“障害者”の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらを基に、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、共に学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮※のための方向性が定められています。

（２）障害者総合支援法の改正

障がい福祉施策については、障がいのある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を主題に、身体障がい、知的障がい及び精神障がいそれぞれについて、市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正が行われてきました。

まず、平成15年４月１日から施行された「支援費制度」によって、サービスの在り方をそれまでの「措置」から「契約」に大きく変え、自己決定の尊重や、利用者本位の考え方が明確になりました。

続いて、平成18年４月１日から施行された障害者自立支援法によって、身体障がいのある人及び知的障がいのある人に加え、「支援費制度」の対象となっていなかった精神障がいのある人も含めた一元的な制度が確立されました。また、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するとともに、障がいのある人が必要な障害福祉サービスや相談支援を受け、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。

その後、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）とする内容を含む、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が成立し、平成25年４月１日から施行（一部、平成26年４月１日施行）されました。

さらに、障害者総合支援法の附則で規定された施行後３年（平成28年４月）を目途とする見直しにより、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

・合理的配慮※：資料編P.121を参照

律及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成28年５月に成立しています。

今回の障害者総合支援法の改正では、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われ、平成30年４月１日から（医療的ケアを要する障がいのある子どもに対する支援の創設は平成28年6月3日の公布日から）施行されました。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

|  |
| --- |
| １．障がいのある人の望む地域生活の支援  ①地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設  ②就労定着に向けた支援を行う新たなサービスの創設  ③重度訪問介護の訪問先の拡大  ④高齢の障がいのある人への介護保険サービスの円滑な利用  ２．障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応  ①居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設  ②保育所等訪問支援の支援対象の拡大  ③医療的ケアを要する障がいのある子どもに対する支援  ④障がいのある子どもへのサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）  ３．サービスの質の確保・向上に向けた環境整備  ①補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）  ②障害福祉サービス等の情報公表制度の創設  ③自治体による調査事務・審査事務の効率化 |

（３）発達障害者支援法の改正

発達障害者支援法の施行から約10年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援の必要性から、発達障害者支援法の一部を改正する法律が平成28年５月に成立し、同年８月１日から施行されました。

今般の法改正では、発達障がいのある人への支援のより一層の充実を図るため、目的規定及び“発達障害者”の定義の見直し、基本理念の新設、国及び地方公共団体の責務の規定、国民に対する普及及び啓発等のほか、発達障がいのある人の教育、就労、地域における生活等に関する支援、権利利益の擁護、司法手続きにおける配慮、当事者の家族等の支援を強化することが規定されています。

（４）障害者虐待防止法の施行

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が平成23年６月に成立し、平成24年10月１日から施行されました。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障害者福祉施設従事者等によるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放置・怠慢）の行為全てを指します。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

なお、木更津市では、これに基づき木更津市障害者虐待防止センター※を設置して対応しています。また、夜間・休日につきましては、相談業務、避難場所確保の業務を委託し対応しています。

（５）国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達法）が平成25年４月１日に施行されました。本市では、調達先の提供可能な役務・物品と市内部の需要の調整により、できる限り障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図っており、調達結果については、市のホームページに公表しています。

（６）障害者雇用促進法の改正

障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）が令和元年６月に改正され、同年６月14日、同年９月６日、令和２年４月１日で段階的に施行されました。

この改正により、新たに次の事項が定められています。

○障害者雇用率制度の範囲拡大　　　　〔令和元年９月６日施行〕

○事業主に対する給付制度の創設　　　〔令和２年４月１日施行〕

○優良事業主としての認定制度の創設　〔令和２年４月１日施行〕

（７）障害者差別解消法の施行

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成25年６月成立し、平成28年４月１日から施行されました。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組に関する要領を定めることなどが規定されています。

・障害者虐待防止センター※：資料編P.121を参照

５　アンケート調査結果にみる障がいのある人のニーズ

第５次きさらづ障がい者プランの策定にあたり、市民の障害福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握することを目的として障がい福祉に関するアンケート調査を実施しました。（調査結果の詳細については、別紙「木更津市福祉に関するアンケート調査結果報告書（令和２年９月）」による。）。

（１）調査の実施概要

■調査概要

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 調査対象 | 市内にお住まいの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び精神通院受給者証所持者の方 |
| 抽出法 | 無作為抽出 |
| 調査方法 | 郵送法 |
| 調査時期 | 令和２年７月 |
| 調査地域 | 木更津市全域 |
| 配布数 | 1,000票 |
| 有効回収数 | 440票 |
| 有効回収率 | 44.0％ |

■調査項目

| 項目 | 設問内容 |
| --- | --- |
| ①あなた（宛名の方）のご家族などについて | 1. いまあなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか 2. 日常の生活の中で必要と思う支援をお答えください 3. あなたを支援してくれる方は主に誰ですか |
| ②あなたの障害の状況について | 1. あなたは現在医療的ケアを受けていますか 2. あなたが現在受けている医療的ケアをご回答ください |
| 1. 住まいや暮らしについて | 1. あなたは現在どのように暮らしていますか 2. あなたは今後３年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか 3. 希望する暮らしを送るためにはどのような支援があればよいと思いますか |
| ④日中活動や就労についてお聞きします | 1. あなたは1週間にどの程度外出しますか 2. あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか 3. あなたは、どのような目的で外出することが多いですか 4. 外出する時に困ることは何ですか 5. あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか 6. あなたは障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか |
| ⑤相談相手についてお聞きします | 1. あなたは普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか 2. あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知りますか |
| ⑥障害福祉サービス等の利用についてお聞きします | 1. あなたが利用したいと思う障害福祉サービスをご回答ください |
| ⑦権利擁護についてお聞きします | 1. あなたは、障害がある事で差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか 2. どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか 3. 成年後見制度※についてご存じですか |
| ⑧災害時の避難等についてお聞きします | 1. あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか 2. 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか |

■調査結果数値の基本的な取扱いについて

|  |
| --- |
| ①比率は全て百分率（％）で表し、小数点以下２位を四捨五入して算出している。従って、合計が100％を上下する場合もある。  ②基数となるべき実数は、“ｎ＝○○○”として掲載し、各比率はｎを100％として算出している。  ③質問の終わりに【複数回答】とある問は、一人の回答者が２つ以上の回答を出してもよい問である。従って、各回答の合計比率は100％を超える場合がある。 |

・成年後見制度※：資料編P.122を参照

■当事者の属性

（単位：人、％）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 合計 | 男性 | 女性 | 無回答 |
| 全体 | | 440 | 232 | 205 | 3 |
| 100.0 | 52.7 | 46.6 | 0.7 |
| 年齢 | 18歳未満 | 50 | 26 | 24 | 0 |
| 100.0 | 52.0 | 48.0 | 0.0 |
| 18歳～64歳 | 321 | 172 | 148 | 1 |
| 100.0 | 53.6 | 46.1 | 0.3 |
| 65歳以上 | 66 | 34 | 32 | 0 |
| 100.0 | 51.5 | 48.5 | 0.0 |
| 手帳の種類 | 身体障害者手帳 | 265 | 137 | 126 | 2 |
| 100.0 | 51.7 | 47.6 | 0.7 |
| 療育手帳 | 153 | 92 | 61 | 0 |
| 100.0 | 60.1 | 39.9 | 0.0 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 99 | 41 | 57 | 1 |
| 100.0 | 41.4 | 57.6 | 1.0 |
| どのように暮らしているか | 一人で暮らしている | 48 | 31 | 15 | 2 |
| 100.0 | 64.6 | 31.3 | 4.1 |
| 家族と暮らしている | 358 | 183 | 174 | 1 |
| 100.0 | 51.1 | 48.6 | 0.3 |
| グループホームで暮らしている | 4 | 2 | 2 | 0 |
| 100.0 | 50.0 | 50.0 | 0.0 |
| 福祉施設で暮らしている | 12 | 9 | 3 | 0 |
| 100.0 | 75.0 | 25.0 | 0.0 |
| 病院に入院している | 7 | 2 | 5 | 0 |
| 100.0 | 28.6 | 71.4 | 0.0 |
| その他 | 7 | 2 | 5 | 0 |
| 100.0 | 28.6 | 71.4 | 0.0 |

（２）調査の結果概要

あなた（宛名の方）のご家族について

**■いまあなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか**

○一緒に暮らしている人は、「父母・祖父母・兄弟姉妹」（43.0％）、「配偶者（夫または妻」（24.9％）、「子ども」（14.6％）と約８割が家族と暮らしており、グループホームや福祉施設、病院に入院しているを含む「いない（一人で暮らしている）」（12.0％）となっています。

**■日常の生活の中で必要と思う支援をお答えください**

○日常生活の中で必要な支援は、「外出の介助」（必要：23.0％、一部（時々）必要：25.2％）と最も多く、「お金の管理の援助」（必要：30.7％、一部（時々）必要：15.0％）、「家族以外の人との意思疎通の援助」（必要：16.8％、一部（時々）必要：23.9％）、「薬の管理の援助」（必要：26.8％、一部（時々）必要：12.3％）と続いています。

**■あなたを支援してくれる方は主に誰ですか**

○支援してくれる人は、「父母・祖父母・兄弟姉妹」（53.4％）、「ホームヘルパーや施設の職員」（18.2％）、「配偶者（夫または妻」（18.2％）となっています。

**あなたの障害の状況について**

**■あなたは現在医療的ケアを受けていますか**

○現在医療的ケアを受けているかについては、「受けていない」（64.3％）、「受けている」（30.2％）、「その他」（5.5％）となっています。

**■あなたが現在受けている医療的ケアをご回答ください**

○現在医療的ケアを受けている方の内容は、「服薬管理」（48.9％）、「透析」（20.3％）、「吸引」（11.3％）の順となっています。

**住まいや暮らしについて**

**■あなたは現在どのように暮らしていますか**

○どのように暮らしているかについては、「家族と暮らしている」（81.4％）と８割を超える方が回答しています。続いて、「一人で暮らしている」（10.9％）、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」（2.7％）となっています。

**■あなたは今後３年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか**

○今後３年以内にどのような暮らしをしたいかについては、「家族と一緒に生活したい」（74.3％）と７割以上の方が家族との暮らしを望んでいます。次に多い希望は「一般の住宅で一人暮らしをしたい」（11.1％）となります。

**■希望する暮らしを送るためにはどのような支援があればよいと思いますか**

○希望する暮らしを送るための支援については、「経済的な負担の軽減」（53.9％）、「相談対応等の充実」（35.2％）、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」（30.5％）となっています。

**日中活動や就労についてお聞きします**

**■あなたは1週間にどの程度外出しますか**

○１週間にどの程度外出するかについては、「１週間に数回外出する」（43.4％）、「毎日外出する」（42.0％）で、合計８割以上の回答となっています。

**■あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか**

○外出する際の主な同伴者は、「一人で外出する」（38.0％）、「父母・祖父母・兄弟姉妹」（33.3%）、「配偶者（夫または妻）」（12.1％）と家族が８割を超える結果になっています。

**■あなたは、どのような目的で外出することが多いですか**

○外出の目的については、「買い物に行く」（70.1％）、「医療機関への受診」（59.9％）、「通勤・通学・通所」（49.2％）となっています。

**■外出する時に困ることは何ですか**

○外出する時に困ることについては、「公共交通機関が少ない（ない）」（24.5％）、「困った時にどうすればいいのか心配」（23.8％）、「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」（17.8％）となっています。

**■あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか**

○今後、収入を得る仕事をしたいと思うかについては、「仕事はしたくない、できない」（42.9％）、「仕事をしたい」（29.1％）となっています。

**■あなたは障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか**

○就労支援として必要と思うことは、「職場の障がい者理解」（60.7％）が最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」（53.9％）、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」（47.7％）となっており、就業先の障がい者に対する理解を求める結果となっています。

**相談相手についてお聞きします**

**■あなたは普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか**

○普段の相談相手としては、「家族や親せき」（73.2％）が最も多く、「かかりつけの医師や看護師」（33.9％）、「友人・知人」（28.4％）となっており、普段接する人に相談を行う結果が出ています。

**■あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知りますか**

○情報の入手先としては、「家族や親せき、友人・知人」（33.2％）「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」（31.6％）、「インターネット」（31.4％）、「かかりつけの医師や看護師」（26.1％）となっています。

**障害福祉サービス等の利用意向についてお聞きします**

**■あなたが利用したいと思う障害福祉サービスをご回答ください。**

○障害福祉サービスの利用意向の状況については、以下の通りで、相談支援の利用や放課後等デイサービスの利用意向が高くなっています。

**権利擁護についてお聞きします**

**■あなたは、障害がある事で差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか**

○障害があることで差別や嫌な思いをする（した）かについては、「ある」（24.5％）、「少しある」（25.7％）で、合わせると約５割の方があると回答しています。

**■どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか**

○差別や嫌な思いをした場所については、「外出中」（44.3％）、「学校・仕事場」（43.9％）、「病院などの医療機関」（24.0％）となっています。

**■成年後見制度についてご存じですか**

○成年後見制度については、「名前も内容も知っている」（29.1％）、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」（25.5％）、「名前も内容も知らない」（33.9％）となっています。

**災害時の避難等についてお聞きします**

**■あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか**

○火事や地震等の災害時に一人で避難できるかについては、「できる」（35.0％）、「できない」（38.6％）、「わからない」（20.7％）となっています。

**■火事や地震等の災害時に困ることは何ですか**

○災害時に困ることは、順に「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」（55.0％）、「投薬や治療が受けられない」（50.5％）、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（45.9％）、「周囲とコミュニケーションがとれない」（34.1％）となっています。

第３章　障がいのある人を取り巻く課題の整理

障がいのある人の状況や障がい者施策の動向、アンケート調査結果にみる障がいのある人のニーズ等から、この計画において重点的に取り組むべき課題を次のとおり整理します。

**○課題Ⅰ：障がいのある人への理解の推進**

アンケート結果より、約半数の人が差別や嫌な思いを経験しています。差別や偏見は、障がいについて知らないことで起きてしまいます。そのため障がいに関する知識、理解への普及啓発、学ぶ機会の確保が重要となります。

また、社会全体の意識が変わらなければ解決できない問題であり、市民同士が連携し、ボランティア活動などの推進を図り、地域福祉の視点から「我が事」として障がいのある人を市民全体で支える取組を進めていく必要があります。

**○課題Ⅱ：障害福祉サービスの提供基盤の整備**

障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時に対応ができるようバックアップ体制を構築する必要があります。

また、障がいの発生時期や原因は様々であり、早期に発見し、適切な治療を行うことで障がいの予防・軽減に努めます。

**○課題Ⅲ：社会参加・就労の促進**

障がいのある人が就労するために必要なこととしては、職場全体の障がいに対する理解を求める声が多くあがりました。仕事を見つけるのが終着点ではなく、継続して働けるよう職場との調整、生活全般を含めた総合的支援が必要となっています。

また余暇における活動は、自分自身を成長させ、想像力や能力を拡げ生活を豊かにしていく可能性があります。アンケート結果より趣味やスポーツ、グループ活動に参加している人は約２割に留まっています。生涯学習活動やスポーツ・レクリエーション活動へ気軽に参加できるよう、機会の充実を図り、日中活動や社会活動に参加したい人が障がいの有無に関わらず、平等にその機会を享受できる地域づくりを目指す必要があります。

**○課題Ⅳ：安全・安心な暮らしを送ることができる生活環境の整備充実**

障がいのある人が、地域の中で安心して日常生活を送り、社会の様々な分野に積極的に参加していくためには、暮らしやすい生活環境が整備されることが不可欠です。このため、引き続き、住宅・駅・公共施設や道路などのバリアフリー化の推進や移動手段の改善、移動支援の充実などを図っていく必要があります。

また、災害時においては、避難場所の設備、生活環境、必要な医療的ケアに不安を感じる人は多く、在宅での避難行動をサポートするための生活物資や災害情報の提供体制の整備は急務といえます。

さらに、防災対策の充実と併せて、複雑・凶悪化の傾向がみられる犯罪に対する防犯力の強化、新型コロナ等の感染症の脅威を防ぐ新しい生活様式に対応した暮らしを守るなど、安全・安心な暮らしの基盤づくりに取り組む必要があります。

**○課題Ⅴ： 障がいのある子どもへの支援の充実**

障がい及びその疑いのある子どもに対して、早い段階での適切な支援の実施、及び切れ目のない一貫した支援の継続を実施してきましたが、まだ、「どこに相談したらよいかわからない」という声があがってきます。さらなる療育や教育に関する相談体制、及びニーズに応じた支援体制の充実が不可欠です。

しかし、地域においては、そのような親子を支援する受け皿が不足していることも事実です。子どもと子どもを取り巻く環境において、必要とされる様々なニーズに対して、今まで以上に関連機関と連携して早期に支援していくことが求められます。

また、令和２年６月に、市内では、初めて居宅訪問型児童発達支援事業所が開設しました。このことにより、医療的ケア児等重度の障がい等により外出が著しく困難な子どもへの支援が強化されました。

障がいのある子どもが、乳幼児期から学童期、青年期に至るまで、発達段階に応じた支援を途切れずに受けられるよう、関係機関と連携した支援体制を推進し、子ども一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会的に自立した生活を送ることができるよう、障がいのある子どもの保育・教育の充実を構築していくことが必要となります。

**○課題Ⅵ：相談体制、情報提供体制の充実**

障がいのある人が日常生活で不安を感じたとき、身近で信頼できる人や機関に気軽に相談できることは、障がいのある人の不安の解消に大きくつながります。

アンケート調査結果からも日常から緊急時まで相談できる窓口を求める声がありますので、必要に応じて対応が図られる総合的な相談支援体制の充実を推進します。

# 第２部　障害者計画

第１章　計画の基本的な考え方

１　基本目標

本市は「魅力あふれる 創造都市 きさらづ」を将来都市像として、木更津基本構想の基本方向の１つである「安心・安全でいきいきとした暮らしづくり」を目標に各種福祉施策を推進しています。第４次きさらづ障がい者プランにおいては、福祉のまちづくりの目標を基本に、障がいのある人の基本的人権が尊重され、乳幼児期から高齢期に至るライフステージ※の全ての段階において、障がいのある人が地域の中で自立した生活が営めるよう「ノーマライゼーション※」と「リハビリテーション※」の理念のもと、『自立と、共に支え合うまち・きさらづ』を基本目標として掲げ、障がいのある人だけでなくその家族、地域社会、行政が連携し、共に生き生きと暮らせるまちづくりを進めてきました。

本計画においても、この基本目標を継承し、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指します。

**『自立と、共に支え合うまち・きさらづ』**

また、基本目標を踏まえ、障がいのある人を取り巻く課題の克服に向けて６つの基本施策を掲げ、計画的に施策を実施します。

**１ みんなが理解し合えるまちづくり**

**２ 自立した生活をおくれるまちづくり**

**３ 充実し生きがいのあるまちづくり**

**４ 安全で安心して暮らせるまちづくり**

**５ 健やかな成長を支援するまちづくり**

＜基本施策＞

**６ 総合的な支援のあるまちづくり**

＜課題＞

Ⅰ：障がいのある人への理解の推進

Ⅱ：障害福祉サービスの提供基盤の整備

Ⅲ：社会参加・就労の促進

Ⅳ：安全・安心な暮らしを送ることがで

きる生活環境の整備充実

Ⅴ：障がいのある子どもへの支援の充実

Ⅵ：相談体制、情報提供体制の充実

・ライフステージ※：資料編P.125を参照　　・ノーマライゼーション※：資料編P.124を参照

・リハビリテーション※：資料編P.125を参照

２　基本施策

**１　みんなが理解し合えるまちづくり**

障がいを理由とした差別や偏見、虐待は、あってはならないことです。しかし、依然として誤解や偏見による差別が障がいのある人の自立生活をさまたげていることもあります。

障がいのあるなしにかかわらず、市民が共に生き生きと暮らすことができるよう、障がいのある人への理解のための活動や福祉教育を、なお一層充実します。

また、交流・ふれあいの機会を充実させるため地域で障がいのある人を支えるボランティアやＮＰＯ、障がい者団体、地域自立支援協議会※の活動の活性化を図ります。

**２　自立した生活をおくれるまちづくり**

障がいのある人が住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、障がいの特性やニーズに応じた福祉サービスの提供が必要です。さらに、経済的支援とともに、権利擁護も必要となります。

このため、利用者が求めるサービスを選択できるよう必要な福祉サービスの充実、医療費負担の軽減、権利擁護の推進に努めます。

また、自立した生活を継続するためには、身近な地域で市民一人ひとりの健康づくりを進めることが重要です。健康の保持、増進のための支援策の充実、保健・福祉・医療等の連携による強化を推進します。

**３　充実し生きがいのあるまちづくり**

働く意欲のある人が就労し、働き続けることは、自己実現を図る上で極めて大きな意義があります。このため、就労に関する支援の強化、関連機関とのネットワークの充実を図ります。

また、社会における教育は、ゆとりや潤いを高めます。障がいのある人が心豊かな生活を送れるよう、生涯教育の場の充実を図るとともに、スポーツ、レクリエーション、文化活動や日中活動、社会活動へいつでも誰でも参加できるよう、必要な支援の実施、環境整備を推進します。

・地域自立支援協議会※：資料編P.122を参照

**４　安全で安心して暮らせるまちづくり**

どのような障がいがあっても地域の中で安心して安全に生活していけるように、「ユニバーサルデザイン※」の視点を取り込み、道路・公園・公共交通機関・住宅・建築物などのバリアフリーに取り組みます。

また、災害時における障がいのある人の安全確保を図るために、緊急時や災害に備えた安全・安心なまちづくりを推進します。

新型コロナ等の感染症について新しい生活様式に対応して暮らしを守ることや、福祉サービスの提供を継続するため、感染症対策などを進めていきます。

**５　健やかな成長を支援するまちづくり**

成長が気になる子どもたちが、持てる能力を十分に発揮し、自立を目指すため、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の円滑な連携により、障がいの早期発見の推進を図ります。

また、障がいのある子どもたちの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、療育体制、教育支援体制、保護者を支援する体制の強化を図ります。

**６　総合的な支援のあるまちづくり**

障がいのある人が日常生活で不安を感じたとき、身近で信頼できる人や機関に気軽に相談できることは、障がいのある人の不安の解消に大きくつながります。このため、障がいのある人が自らサービスを選択し、自分に合ったより良いサービスを受けることができるように、相談支援及び情報提供の充実が必要です。

また、市民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討し、計画の実現に向けた総合的な支援ネットワークの推進を図ります。

・ユニバーサルデザイン※：資料編P.125を参照

３　施策の体系

基本目標の実現に向け、各分野や関係機関などと連携し、「基本施策」「関連施策」の展開を図ります。

【基本施策】

【関連施策の体系】

【基本目標】

① 理解を深める活動の推進

② 福祉教育の充実

③ 交流・ふれあいの拡充

④ ボランティア活動やＮＰＯ活動の推進

⑤ 地域福祉の基盤づくりの推進

**『自立と、共に支え合うまち・きさらづ』**

① 保健・医療・リハビリテーションの推進

② 在宅福祉サービスの充実

③ 居住支援の充実

④ 人権・権利擁護の推進

⑤ 経済的支援の充実

１　みんなが理解し合える

まちづくり

２　自立した生活をおくれる

まちづくり

① 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実

② 就労支援と就労の場の拡充

③ 日中活動の場づくり

３　充実し生きがいのある

まちづくり

① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

② 移動・交通手段の整備改善

③ 防災・防犯対策の充実

４　安全で安心して暮らせる

まちづくり

① 相談体制の充実

② 関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充

６　総合的な支援のある

まちづくり

① 障がいの早期発見・早期療育の推進

② 誰でも受けやすい教育環境の充実

５　健やかな成長を支援する

まちづくり

第２章　施策の展開

１　みんなが理解し合えるまちづくり

（１）理解を深める活動の推進

【施策の方針】

障がいのあるなしにかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる「共生のまち」を目指し、障がいや障がいのある人々に対する理解を推し進め、障がいが特別なものではなく、個性と理解されるような取組の充実を図ります。また、障がいのある人やその家族・団体の活動を積極的に支援するとともに、広報活動を充実させることで、市民への理解を深める活動を推進します。

【主要施策】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施策・事業 | 施策の概要 | 実施部署及び連携機関 |
| ①広報活動（情報提供）の充実 | ○障がいのある人に配慮したホームページ（インターネット）・広報・市議会だより・「福祉きさらづ」の作成・配布に努めます。 | シティプロモーション課  障がい福祉課  議会事務局  図書館  社会福祉協議会 |
| ②資料（情報）の収集・作成 | ○多様化する障がいに関する様々な情報について、収集・作成等を実施します。 | 障がい福祉課 |
| ③「障害者週間」「人権週間※」活動の充実 | ○「障害者週間」「人権週間」に合わせ、市民が理解し合える活動を実施します。 | 障がい福祉課  市民活動支援課  地域自立支援協議会 |
| ④関係団体による推進活動の充実 | ○障がい者関係団体等が行う推進活動を支援します。 | 障がい福祉課  地域自立支援協議会 |
| ⑤地域自立支援協議会の広報活動の充実 | ○木更津市地域自立支援協議会の活動内容を掲載し、障がいのある人が必要とする情報を得られるようホームページ（インターネット）の内容充実を図ります。 | 障がい福祉課  地域自立支援協議会 |
| ⑥身体障がい者用駐車場の利用証発行制度の推進 | ○身体障がい者用駐車場など、障がい者等用駐車区画の適正利用を推進するため、パーキングパーミット※制度の実現に向け取り組んでいきます。 | 障がい福祉課 |

・人権週間※：資料編P.122を参照　　・パーキングパーミット※：資料編P.124を参照

（２）福祉教育の充実

【施策の方針】

障がいのある人の人権について理解を深め、一人ひとりの「心の壁」を取り除くためには、就学前教育や学校教育の中で、早い段階から一貫した人権教育を進める必要があります。

このため、学校や職場における一貫した人権教育を推進するとともに、福祉体験学習、ボランティア体験の機会の充実を目指します。

また、広く市民各層に対して、障がいのある人への理解を支援するために必要な基本的な知識について、社会教育等を通じて普及を図ります。

【主要施策】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施策・事業 | 施策の概要 | 実施部署及び連携機関 |
| ①学校等における福祉教育の推進 | ○教育機関における福祉教育を継続的に行います。  ○学校職員等に対する福祉への理解・啓発機会の充実を図ります。  ○障がいの有無にかかわらず地域で暮らす子どもたちの連帯意識を育み、障がいのある人に対する理解を深めるため、市が主体となり学校と協力体制を図り、特別支援学校などの子どもとの交流教育を目的とした行事を企画し、推進します。 | 学校教育課 |
|  | ○副読本の活用やボランティア体験など、障がい特性を理解する新規プログラムを導入し、学校教育における障がいのある人の問題に関する学習機会の充実を図ります。 | 社会福祉協議会 |
| ②社会教育等における人権や障がいのある人の問題の学習機会の充実 | ○社会教育を通じ、人権や障がいのある人への理解・問題に関する学習機会（公民館等の利用）の充実を図ります。  ○人権啓発事業の充実を図ります。 | 生涯学習課  市民活動支援課 |

（３）交流・ふれあいの拡充

【施策の方針】

障がいのある人もない人も、困ったときには、お互いに支え合いながら地域で暮らしていける仕組みを築くことが重要であり、この実践の積み重ねが共生するまちづくりを実現する第一歩となります。

このために、地域の団体が中心となって、誰でも参加できる行事の開催など、多様な交流の機会づくりに取り組む必要があります。そして、行政は、そうした地域の行事の開催に対し、積極的に協働していきます。

【主要施策】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施策・事業 | 施策の概要 | 実施部署及び連携機関 |
| ①地域活動における日常的な交流の充実 | ○日頃から、近所や地域の中でお互いに交流ができるように、行政や各自治体等の様々な行事の企画を支援します。  ○心のバリアフリーを図るため交流やふれあいの機会を増やします。 | 社会福祉協議会  （行事のバックアップ）  各種相談機関 |
| ②障がいのある人の社会参加促進 | ○各種の交流活動・事業への介助者や手話通訳者の配置等に対する支援を行います。  ○各種の交流活動・事業の開催において、様々な広報活動をし、障がいのある人へも情報が伝わるようにします。 | 障がい福祉課  地域自立支援協議会 |
| ③交流活動への支援の充実 | ○開催場所や開催に係る助言アドバイスなど障がい者関係団体や地域等による交流活動への支援を行います。  ○ぷれジョブ活動を推進します。 | 社会福祉協議会  障がい福祉課  地域自立支援協議会 |

（４）ボランティア活動やＮＰＯ活動の推進

【施策の方針】

障がいのある人が地域で生活するためには、制度に基づく公的なサービスに加え、ボランティアやＮＰＯなどの住民参加を基本とする制度外の活動によるきめ細かな支援が不可欠です。このため、情報提供機能・調整機能の強化を図り、多くの市民がボランティアやＮＰＯ活動に参加できる環境を整え、必要な支援を必要な人につなげる体制の整備に努めます。

また、障がいのある人のボランティアやＮＰＯ活動への参加を促進し、積極的な社会参加を支援しながらピア・サポート活動※などの活性化を図り、障がいのある人やその家族が、関係機関や地域住民と生活課題を共有し、相互理解のもとで連携しながら解決できる支え合い体制の充実を図ります。

【主要施策】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施策・事業 | 施策の概要 | 実施部署及び連携機関 |
| ①ボランティア・ＮＰＯ活動に関する情報提供の充実 | ○市や社会福祉協議会の広報など多様な媒体を活用し、ボランティア・ＮＰＯ活動に関する市民への情報提供の充実を図ります。 | 障がい福祉課  社会福祉協議会 |
| ○ボランティア参加の窓口を明確にし、市民等に周知活動を行います。 | 市民活動支援課 |
| ②市民各層のボランティア活動への参加促進 | ○市民各層のボランティア活動・ＮＰＯ活動への参加を図るために、課題別のボランティア養成講座やボランティア体験の機会の充実を図ります。 | 社会福祉協議会 |
| ○ボランティア活動希望者の登録や調整、組織化を支援します。 | 市民活動支援課 |
| ③障がいのある人のボランティア活動（ピア・サポート活動）の参加促進 | ○障がいのある人自らが同じ立場で障がいのある人を支援するボランティア活動（ピア・サポート活動）の支援を行います。 | 障がい福祉課 |
| ④ボランティア・ＮＰＯ活動の活性化 | ○社会福祉協議会ボランティアセンターの育成機能や調整機能の充実を促進します。 | 社会福祉協議会 |
| ○今後、支援が求められる障がいのある人々に、より充実したボランティア・ＮＰＯ活動を推進します。 | 障がい福祉課 |
| ○ボランティアやＮＰＯ相互の交流・課題共有の機会の充実とネットワーク化を促進します。 | 市民活動支援課 |

・ピア・サポート活動※：資料編P.124を参照

（５）地域福祉の基盤づくりの推進

【施策の方針】

障がいのある人もない人も共に暮らせるあたたかな地域を築き、健やかな地域生活を送るためには、市民同士が連携し、支え合うボランティア活動などの推進を図ることが必要です。

このため、地域福祉の視点から障がいのある人を市民ぐるみで支える取組を進め、市民と行政との役割を明確にしながら協働して障がいのある人の豊かな生活や社会参加を支援する重層的なネットワークづくりを推進します。

【主要施策】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施策・事業 | 施策の概要 | 実施部署及び連携機関 |
| ①地域の見守り・助け合い・支え合い活動等小地域での福祉活動の促進 | ○地域の住民、民生委員・児童委員※、社会福祉協議会、自治会等による小地域単位での福祉活動の充実とネットワーク化を図ります。 | 社会福祉課  社会福祉協議会 |
| ○地域での見守り活動を推進します。 | 高齢者福祉課 |
| ②市民、事業者、ボランティア・ＮＰＯなどの連携強化 | ○市民、事業者、医療、ボランティア・ＮＰＯ及び市・社会福祉協議会などの連携、協力による地域福祉活動を推進します。 | 社会福祉課  社会福祉協議会 |
| ③地域の様々な社会資源の有効活用 | ○市内各地域の様々な公共施設や空き店舗など、障がいのある人やボランティア・ＮＰＯの活動拠点としての社会資源の有効活用を図ります。 | 障がい福祉課 |
|  | ○地域に住んでいる、有資格者や知識・経験を有する市民の活用など、福祉人材の確保を図ります。 | 障がい福祉課 |
| ④地域課題の解決 | ○障がい福祉に関する地域の課題について地域自立支援協議会において協議します。 | 地域自立支援協議会 |

・民生委員・児童委員※：資料編P.125を参照

２　自立した生活をおくれるまちづくり

（１）保健・医療・リハビリテーションの推進

【施策の方針】

障がいを持ちながらも健康で自立した生活を送るためには、予防できる疾病を予防し、個々に必要とされる医療・リハビリテーションを受けることができる環境は不可欠です。近年、社会環境の変化による食生活の多様化、運動不足等によるメタボリックシンドローム、糖尿病、高血圧症の人が増加し脳血管疾患、心筋梗塞、腎機能低下による人工透析など内部機能障がいに至るケースが多く、生活習慣病の発症や重症化の予防を推進していくことが重要です。

また、障がいの特性に合った適切な医療やリハビリテーションが提供できるよう、関係機関等とのネットワークの充実を図ります。

近年、心の健康に関する悩みを抱える方が増えている傾向にあるため、精神保健に関する事業を推進します。

【主要施策】

| 施策・事業 | 施策の概要 | 実施部署及び連携機関 |
| --- | --- | --- |
| ①生活習慣病予防・介護予防対策の推進 | ○障がいのある人への生活習慣病予防に係る支援策の実施を検討します。 | 健康推進課  地域自立支援協議会 |
| ○高齢者に対して必要な治療の継続の重要性、要支援、要介護認定の原因疾病の情報提供を含む介護予防事業を推進します。 | 高齢者福祉課 |
| ②医療費の給付 | ○重度障がいのある人や精神障がいのある人を対象に、医療費の支給や自己負担金の助成を行います。 | 障がい福祉課 |
| ③安心して利用できる地域医療 | ○障がいのある人が必要な医療を受けられるように支援します。 | 障がい福祉課 |
| ④在宅療養生活の支援 | ○障がい及びその原因となる疾患の発見から、早期治療、リハビリテーション、福祉サービス、介護サービスへと適切に支援するための関係機関や福祉の連携強化を図ります。 | 障がい福祉課 |
| ○在宅での療養生活を支援するための保健・医療・福祉にわたる関係機関との連携強化を図ります。 | 高齢者福祉課 |
| ⑤リハビリテーション体制の充実 | ○障がいにより身体の機能が低下している人を対象とする日常生活の自立支援のための訓練の充実を図ります。 | 障がい福祉課 |
| ○介護保険制度との連携を図り、加齢に伴う身体機能が低下した高齢者へのリハビリテーションの充実を図ります。 | 高齢者福祉課 |
| ⑥精神保健福祉事業の推進 | ○心の健康に対する予防対策を推進します。  ○思春期や壮年期など、不安や悩みを抱えやすい世代に対する相談業務を推進します。 | 健康推進課  自立支援課  障がい福祉課 |

（２）在宅福祉サービスの充実

【施策の方針】

障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅サービスを充実し、自立した生活を支援していくことが求められます。在宅サービスについては、「障害支援区分」に応じ、利用者自らが事業者と契約して必要なサービスを利用することができ、今後も、障がいのある人やその家族の意向に沿い、それぞれの必要に応じた適切なサービス利用を促進していきます。

また、発達障害者支援法に基づき、ライフステージに応じたその人に合った支援策が検討されており、国・県と協力しながら本市としての自立に向けた取組を進めます。

【主要施策】

| 施策・事業 | 施策の概要 | 実施部署及び連携機関 |
| --- | --- | --- |
| ①障害者総合支援法に基づく「介護給付」の提供 | ○障害者総合支援法に基づく「居宅介護（ホームヘルプサービス）」や「重度訪問介護」「行動援護」「生活介護」「療養介護」「同行援護」の障害支援区分に応じたサービスの提供を行います。 | 障がい福祉課 |
| ②障害者総合支援法に基づく「訓練等給付」の提供 | ○障害者総合支援法に基づき、日中活動系サービスとして「自立訓練」や「就労移行支援」「就労継続支援」「就労定着支援」「自立生活援助」及び「共同生活援助（グループホーム）」を提供します。 | 障がい福祉課 |
| ③障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業※」の推進 | ○障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」について、障がいのある人の利用ニーズなどを踏まえた事業を実施します（「理解啓発事業」「自発的活動支援」「成年後見制度利用支援」「手話奉仕員養成」「相談支援」「コミュニケーション支援（手話通訳派遣等）」「日常生活用具給付等」「移動支援」「地域活動支援センター」及びその他任意事業）。 | 障がい福祉課  自立支援課 |
| ④在宅の難病患者等に対する支援 | ○保健・医療・福祉の連携強化による訪問指導などのきめ細かな支援体制の整備を図ります。 | 君津健康福祉センター |
| ⑤発達障がいのある人への総合的な支援策の検討 | ○発達障がいのある人への支援策の実施を検討します。 | 学校教育課  子育て支援課  こども保育課 |

・地域生活支援事業※：資料編P.123を参照

（３）居住支援の充実

【施策の方針】

知的障がいや精神障がいのある人にとっては、暮らしの拠点を確保することが重要となります。

障がいのある人一人ひとりが自分にあった暮らしの場を選択できるよう、事業者の新規参入を促進し、障害者総合支援法に基づく「施設入所支援」のほか、「グループホーム（共同生活援助）」などの必要量の確保を目指すとともに、単身生活者への支援体制の充実を図ります。

また、地域での生活を希望している人の自立生活を支援するためには、住まいの場の提供と相談支援体制（地域移行支援・地域定着支援）の充実が不可欠であるため（平成26年４月１日改正により地域移行支援の対象者が拡大され矯正施設退所者が含まれました。）、市の住宅施策との調整の中で、障がいのある人の地域での継続的な生活や施設入所からの地域への移行を支援する暮らしの場の確保を図ります。

【主要施策】

| 施策・事業 | 施策の概要 | 実施部署及び連携機関 |
| --- | --- | --- |
| ①障害者総合支援法に基づく施設入所支援等の充実 | ○障害者総合支援法に基づく入所支援施設やグループホーム、生活ホームなど障がいのある人の地域生活を支援するための居住支援サービスの確保を図ります。  　日中サービス支援型グループホームを通じて、施設等に入所している障がいのある人の地域移行を促進します。 | 障がい福祉課 |
| ②一般住宅の確保の支援 | ○公営住宅への入居や新たな住宅セーフティネット制度の活用など、市の住宅施策との連携・調整による障がいのある人の住宅の確保を図ります。 | 住宅課 |
| ③住宅改造の支援 | ○地域生活支援事業として、障がいのある人が暮らしやすいよう、住宅を改造するにあたっての相談の充実とともに、費用負担への支援を行います。 | 障がい福祉課 |
| ④居住支援体制の充実 | ○住まいに関する相談等（地域移行支援・地域定着支援）に対して、解決できるよう一緒に考えます。地域生活支援拠点※整備に努めます。 | 障がい福祉課 |

・地域生活支援拠点※：資料編P.123を参照

（４）人権・権利擁護の推進

【施策の方針】

平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行され、また、平成28年４月に全ての国民が、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が施行されました

本市においても、法律の趣旨を踏まえ、障がいのある人が虐待や差別を受けることなく、権利を尊重されながら地域で安心して生活を送ることができるよう、障害者虐待防止センターと連携して、虐待・差別の防止を含む権利擁護のための施策を展開していきます。

また、十分な自己決定や意思表示が困難な人に対しては、人権や財産を守り、権利の行使を支援する体制づくりが重要です。このため、財産の保全管理や各種申請など、障がいのある人が地域で自立した生活を続けられるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業※などの利用を推進します。

【主要施策】

| 施策・事業 | 施策の概要 | 実施部署及び連携機関 |
| --- | --- | --- |
| ①虐待防止など人権に関する啓発の推進 | ○障がいのある人に対する虐待防止のための市民、関係機関に対する意識啓発を行います。 | 障がい福祉課  子育て支援課 |
| ②虐待等への的確な対応のための体制強化 | ○虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の構築を図ります。 | 障がい福祉課  高齢者福祉課  学校教育課 |
|  | ○「子育て世代包括支援センター※」や「要保護児童対策地域協議会」と連携を図り、関係機関と情報共有、役割分担をし、協同で支援をします。 | 子育て支援課  こども保育課 |
|  | ○障害者虐待防止センターにおいて虐待の事実確認、立入調査、措置（一時保護、後見審判請求）などを実施します。 | 障がい福祉課 |
| ③日常生活自立支援事業の推進 | ○知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人に対する権利擁護に係る相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどを行う日常生活自立支援事業を推進します。 | 社会福祉協議会 |
| ④権利擁護体制の確立 | ○きさらづ成年後見支援センターや成年後見制度に関する周知と利用促進を図ります。  ○きさらづ成年後見支援センターとの連携により、市民後見人養成講座を定期的に開催、権利擁護人材を育成し、権利擁護体制の強化を図ります。 | 自立支援課  社会福祉協議会 |
| ⑤差別解消に向けた取組 | ○差別解消に向けた取組を推進します。 | 地域自立支援協議会 |

・日常生活自立支援事業※：資料編P.123を参照

・子育て世代包括支援センター※：資料編P.121を参照

（５）経済的支援の充実

【施策の方針】

障がいのある人の社会生活の安定を図り、自立や社会参加を促進するためには、経済的な基盤づくりが重要です。このため、各種年金や手当制度の充実・普及を図ります。

【主要施策】

| 施策・事業 | 施策の概要 | 実施部署及び連携機関 |
| --- | --- | --- |
| ①各種福祉手当の支給 | ○在宅の障がいのある人に対する各種福祉手当を支給します。 | 障がい福祉課 |
| ②各種減免制度の周知と利用促進 | ○住民税の控除や自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免などのほか、ＪＲ・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金、ＮＨＫ放送受信料減免などの各種割引制度の周知・普及を促進します。 | 障がい福祉課 |

３　充実し生きがいのあるまちづくり

（１）生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実

【施策の方針】

障がいのあるなしにかかわらず、地域の中で生きがい・楽しみをつくり、心豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を充実させ、楽しい時間を共有することにより仲間づくりを支援していくことが重要です。

こうした視点に立ち、生活のゆとりやうるおいを高めるための生涯学習機会を充実させ、誰もが参加しやすい環境づくりを推進し、交流の幅が広がる活動の促進を図ります。

【主要施策】

| 施策・事業 | 施策の概要 | 実施部署及び連携機関 |
| --- | --- | --- |
| ①生涯学習機会の充実及び参加に係る支援 | ○障がいのある人の社会参加を促すため、生涯学習の機会の充実に努めます。  ○公民館活動等、身近な生涯学習の場への円滑な参加の支援に努めます。 | 生涯学習課 |
| ②障がいのあるなしを問わず誰もが共に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の推進 | ○障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動を気軽に親しむことができるよう、施設の整備・改善に努めます。 | スポーツ振興課 |
| ○スポーツ・レクリエーションに関する情報の効果的な提供を促進します。 | 障がい福祉課 |
| ○健康の維持増進と仲間づくりの輪を広げることを目的に、障がいのある人に配慮したスポーツ、誰もが気軽に取り組めるスポーツの企画・実施を推進します。 | 障がい福祉課  地域自立支援協議会 |
| ③障がいのある人への生涯学習関連情報の提供 | ○生涯学習関連情報の収集及び周知徹底に努めます。  ○障がい福祉に関する資料の収集と広く市民への提供を推進します。  ○生涯学習関連情報の提供拠点である図書館における録音図書・点字図書・大活字本など、障がいに配慮した図書の収集と利用促進を図ります。 | 図書館 |

（２）就労支援と就労の場の拡充

【施策の方針】

就労者も地域の就労支援施設※利用者も、地域の中で賃金を得てその人らしく自立した生活をすることは、社会参加と自己実現のために非常に意義があります。障がいがあっても働く意欲のある人が、その適性や能力に応じて希望する就労ができる地域づくりを目指し、工賃向上のため、障害者優先調達推進法等を通じ、授産品等の販路拡大に努めます。

また、福祉、雇用、教育等の各機関との連携を図りながら、障がいのある人が働きやすい地域づくりのために総合的な取組を推進します。

【主要施策】

| 施策・事業 | 施策の概要 | 実施部署及び連携機関 |
| --- | --- | --- |
| ①障がいのある人の雇用の推進 | ○障がいのある人を雇用している事業所へのフォローや雇用しようとしている事業所の相談や障がいや障がいのある人への理解の充実を図ります。 | 障がい福祉課  地域自立支援協議会 |
| ②総合的な就労相談体制の確立 | ○障がいのため地域から孤立し能力がありながら情報や支援を受けられないため地域で働くことのできない方へのアウトリーチ※を含めた働きかけと相談を行います。 | 自立支援課 |
| ③就労支援施設への支援 | ○特別支援学校卒業生や在宅の障がいのある人の要望を見極めた就労支援施設の支援を推進します。 | 障がい福祉課 |
| ④就労支援施設の工賃向上への支援 | ○事業所の工賃向上のための検討を行います。  ○障害者優先調達推進法の施行に伴い、市内部の優先調達に努め工賃向上を図ります。  ○市の施設を利用した障害福祉施設による販売を推進します。 | 障がい福祉課  地域自立支援協議会 |
| ⑤市役所をはじめとする公的機関における雇用拡大 | ○行政関連業務においても障がいのある人が働ける職場や職務内容について検討します。 | 職員課 |

・就労支援施設※：資料編P.121を参照　　・アウトリーチ※：資料編P.120を参照

（３）日中活動の場づくり

【施策の方針】

障がいのある人が地域の中で自立した生活を送り、社会参加活動を行うためには、様々な日中活動の場を確保していくことが求められます。

また、障がいのある人が社会参加しやすい環境をつくっていくためには障がいのある人本人・家族及び多くの市民の協力や参加が必要です。このため、福祉施設の日中活動の場の確保だけでなく、引きこもりなどの問題が生じないよう地域ボランティア団体との連携を強化し、いつでも自由に利用できる日中活動の場を支援します。

【主要施策】

| 施策・事業 | 施策の概要 | 実施部署及び連携機関 |
| --- | --- | --- |
| ①障害者総合支援法に基づく日中活動の場の確保 | ○障害者総合支援法に基づく日中活動の場の確保を促進します。 | 障がい福祉課 |
| ②新たな日中活動の場づくりの検討 | ○障がいのある人が参加するサークル、余暇活動をする団体・市民を積極的に支援します。 | 障がい福祉課  地域自立支援協議会 |

４　安全で安心して暮らせるまちづくり

（１）バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

【施策の方針】

障がいのある人の社会参加を促進していくためには、歩道や建物の段差の解消、憩いや交流の場となる公園等における障がいのある人の利用しやすさへの配慮など、総合的な福祉のまちづくりを進めることが重要です。

また、単に改善にとどまらず、利用者のニーズなどを踏まえた「ユニバーサルデザイン」への配慮などといった考え方を取り込みながら、計画的、効率的な施設整備を進める必要があります。

このため、障がいのある人が安心して暮らすことができる安全・安心のまちづくりの視点に立って、計画的なバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進を図ります。

【主要施策】

| 施策・事業 | 施策の概要 | 実施部署及び連携機関 |
| --- | --- | --- |
| ①公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 | ○障がいの有無や年齢にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザインを推進します。 | 施設所管各課 |
| ②安全・安心の道路交通環境や公園の整備 | ○障がいのある人の歩行の安全確保と事故防止のための道路の段差解消や安全な道路交通環境の整備を図ります。 | 土木課 |
| ○障がいのある人が利用しやすい園路やトイレなど公園施設の整備促進を図ります。 | 市街地整備課 |
| ③障がいのある人の意向を踏まえた事業実施と「バリアフリー基本構想」の策定・推進 | ○新規あるいは既存の公共施設や道路等の整備の際に、障がい者関係団体等からの意見が反映されるシステムの定着を図ります。 | 施設所管各課 |
| ○「バリアフリー基本構想」の策定を検討し、公共施設とその周辺の道路等を含む、面によるバリアフリー化を推進します。 |  |
| ④民間建築物の整備改善に関する情報提供 | ○不特定多数の市民が利用する商業施設や銀行、病院などの民間建築物を中心としたバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及に努めます。 | 建築指導課 |

（２）移動・交通手段の整備改善

【施策の方針】

市内の駅施設のバリアフリー化は進みつつありますが、路線バスの低床化や視覚・聴覚障がいに対応した情報提供の在り方など、まだまだ多くの課題を残しています。

このため、障がいのある人が地域において自立した生活を営み、社会参加しやすい環境を実現していくため、移動支援サービスの充実を図るとともに、電車、バスなどの公共交通機関及びその関連施設だけでなく、それらを補完する人による対応（接遇・介助等）等を含めたバリアフリー化を推進します。

【主要施策】

| 施策・事業 | 施策の概要 | 実施部署及び連携機関 |
| --- | --- | --- |
| ①障害者総合支援法に基づく移動支援の充実 | ○移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できるよう、障害者総合支援法に基づく行動援護のほか、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業を推進します。 | 障がい福祉課 |
| ②地域特性及び利用者のニーズに応じた移動支援の充実 | ○介護保険における総合事業対象者に向けた移動支援サービスを構築します。  ○タクシー券の交付等、利用者のニーズに応じた移動支援の充実を図ります。 | 高齢者福祉課  障がい福祉課 |
| ○利用者のニーズに応じた移動手段の充実を図ります。 | 地域政策課 |
| ③公共交通機関のバリアフリー化の促進 | ○電車やバスなどの公共交通機関のバリアフリー化を促進します。  ○駅施設などの情報のバリアフリー化（視覚・聴覚障がいに対応した文字や音等による情報提供）を働きかけます。  ○機器整備等によるバリアフリー化を補完する人による移動支援（接遇・介助等）の充実を図ります。 | 地域政策課  （公共交通機関） |

（３）防災・防犯対策の充実

【施策の方針】

平成23年３月11日に発生した東日本大震災では、避難の遅れによる多数の犠牲者の発生、長期間の避難所生活でのストレスや健康状態の悪化など、様々な課題が浮き彫りになりました。また、近年台風・ゲリラ豪雨など天候不順による風水害や土砂災害が増加しており、日頃から防災意識を高める必要があります。

このことから、自力避難の困難な障がいのある人たちに対する防災知識の普及や災害時の適切な情報提供・避難誘導などの体制充実に努めるとともに、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援する体制を確立します。

また、障がいのある人は、防犯に関する通常のニーズを満たすのに特別の困難を有しており、犯罪の被害に遭う危険性が高いことから、障がいのある人が悪徳商法などの被害に遭わないための施策の推進に努めます。

【主要施策】

| 施策・事業 | 施策の概要 | 実施部署及び連携機関 |
| --- | --- | --- |
| ①地域防災体制の確立 | ○「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき避難行動要支援者避難支援プラン※を作成します。  ○地域ぐるみの防災・防犯体制の充実に取り組み、災害等の非常時にすばやく対応できるように関係機関のネットワークを強化します。 | 危機管理課  関係各課 |
| ②情報伝達体制の整備 | ○災害時の情報伝達手段として、防災行政広報無線、広報車、市ホームページ、きさらづ安心・安全メール、コミュニティＦＭ、ＣＡＴＶ等を活用し、視覚障がいや聴覚障がいなどがある人にも情報が伝わるよう防災情報システムの充実に努めます。また、災害復興時おいても必要な諸手続きについて情報伝達に努めます。 | 危機管理課  関係各課  （放送事業者） |
| ○聴覚障がい者・言語障がい者用メール１１９、ファックス１１９及びＮｅｔ１１９緊急通報システムの周知、利用促進します。 | 消防署 |
| ③障がい特性に合わせた福祉避難所※の整備 | ○災害時の避難所を障がいのある人が支障なく利用できるようにするため、避難所に指定した施設のバリアフリー化や簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討します。（木更津市地域防災計画）  ○災害時に避難所へ避難が必要な人の状況を把握し対象者を収容できる規模の福祉避難所の確保を図ります。  ○視覚障がいや聴覚障がいがある人への情報伝達が行うことのできる福祉避難所の確保を図ります。  ○福祉避難所において必要な支援に関する相談ができる窓口の設置を図ります。  〇障がい者入所施設やグループホームは多くの障がいのある人が共に生活しているため、関係機関と連携し、平時から減災対策に努めます。 | 危機管理課  障がい福祉課 |
| ④防災学習の充実 | ○障がいのある人や福祉関係者に対する防災研修の実施を検討します。 | 危機管理課 |
|  | ○平常時から障がいのある人たちと接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者関係団体等の福祉関係者に対する防災研修・訓練を実施して相互の連携を深めます。 | 社会福祉協議会 |
| ⑤地域防犯体制の確立 | ○地域における障がいのある人の防犯思想の普及・啓発、防犯パトロールなど地域安全活動を推進します。  ○障がいのある人への消費者教育の充実を図ります。 | 市民活動支援課 |
| ⑥新型コロナ等の感染症拡大防止体制の確立 | ○障がい者施設などの新型コロナ等の感染症拡大防止について、関係機関と連携し対策に努めます。 | 障がい福祉課 |

・避難行動要支援者避難支援プラン※：資料編P.124を参照　・福祉避難所※：資料編P.125を参照

５　健やかな成長を支援するまちづくり

（１）障がいの早期発見・早期療育の推進

【施策の方針】

障がいのある子どもに対しては、できる限り早い段階で適切な支援を行うことにより、生活上の困難さが少なくなります。そのためには、保護者が障がいを正しく理解し、受け止めることが支援体制の向上につながります。

適切な支援につなげるため、乳幼児に係る相談事業が十分周知されるよう引き続き周知活動を進めるとともに、育てづらさのある子に関する理解を図るため、正しい知識との普及啓発を図っていきます。

また、健康診査や保健指導の充実のほか、保健・医療・福祉・教育の連携を密にし、早い段階で障がいを発見し、適切な療育につながる一体的な体制づくりを推進します。

【主要施策】

| 施策・事業 | 施策の概要 | 実施部署及び連携機関 |
| --- | --- | --- |
| ①安心安全な出産と健やかな発達に向けての母子支援 | ○健やかな妊娠、出産のための啓発活動を行います。  ○乳幼児の健康診査時に育てにくさを感じる子どもを把握し、関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援を行います。  ○親が子どもの特性を理解して子育てができるよう、専門職による心理発達相談を実施し、必要に応じ、専門機関を紹介します。 | 健康推進課  子育て支援課  こども保育課 |
| ②早期療育体制の充実 | ○発達が疑われる子が早期専門機関の受診や療育を受けられるように支援します。  ○障がいの早期発見のための保健、福祉、学校等の連携を強化し、早期療育につなげます。  ○発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応を推進します。  ○臨床心理士・言語聴覚士等の配置に努めます。 | 障がい福祉課  学校教育課  子育て支援課  こども保育課  まなび支援センター |
| ③一貫した支援体制の実施 | ○療育手帳交付時に「ライフサポートファイル（クローバー）※」を配布し、一貫した生活の質の向上を目指します。 | 障がい福祉課 |
| ④居宅訪問型児童発達支援における円滑な利用の支援 | ○重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援事業において、円滑な利用を支援します。 | 障がい福祉課  地域自立支援協議会 |

・ライフサポートファイル（クローバー）※：資料編P.125を参照

（２）誰でも受けやすい教育環境の充実

【施策の方針】

ＬＤ（学習障がい）やＡＤＨＤ（注意欠陥、多動性障がい）、高機能自閉症など、障がいのある子どもに対しての特別支援教育※の推進や障がいに対応した支援が求められています。

このため、障がいのあるなしにかかわらず、その子らしく生き生きとした学校生活・教育を受けられるよう、ニーズに対応した支援体制・相談体制・教育環境の整備・充実を図ります。

また、放課後や長期休暇時における居場所づくりを推進します。

【主要施策】

| 施策・事業 | 施策の概要 | 実施部署及び連携機関 |
| --- | --- | --- |
| ①就学・教育相談体制の充実 | ○保健・福祉や保育所、幼稚園、学校等における就学・進路相談機能の充実と相互連携の強化を図ります。 | 子育て支援課  こども保育課  学校教育課  障がい福祉課 |
| ②障がいのある子どもに対する適切な教育機会の提供 | ○特別支援学級の設置や通常の学級で学ぶ場合の施設・設備の整備に努めます。 | 学校教育課 |
| ③特別支援教育の推進 | ○通常の学校に在籍するＬＤやＡＤＨＤ、高機能自閉症などの発達障がいにより特別な教育的支援が必要な子どもに対する支援体制の整備として、ＳＳＴ（スクールサポートティーチャー）※等を配置し、多様なニーズに適切な支援を図ります。  ○身体に障がいのある子どもに対し、移動、介助等一人ひとりの教育的ニーズに合わせた合理的配慮や必要な支援を行い、安定した学校生活を支援します。 | 学校教育課 |
| ④「障がい」に関する教職員研修の充実 | ○発達障がいを含めた多様な障がいに対する理解を深めるための教職員研修の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| ⑤障がいのある子どもの放課後対策等の充実 | ○障がいのある未就学及び就学している子どもの夏休みなど長期休暇時における居場所づくりや放課後対策を促進するため、地域のニーズに合わせ、利用しやすく、質を確保したサービスの提供を支援します。 | 学校教育課  こども保育課  障がい福祉課  地域自立支援協議会 |
|  | ○重度心身障がいのある子どもの受入体制を支援します。  ○医療的ケア児の支援について関係機関による協議を推進します。 | 障がい福祉課  障がい福祉課  地域自立支援協議会 |

・特別支援教育※：資料編P.123を参照

・ＳＳＴ（スクールサポートティーチャー）※：資料編P.126を参照

６　総合的支援のあるまちづくり

（１）相談体制の充実

【施策の方針】

障がいのある人やその家族が抱える様々な問題について、そのニーズに即した相談体制を整えることは地域生活を支援する上で重要です。このため、安心して、また、気軽に利用できる身近な相談体制の充実を図るとともに、障がいがあることにより、情報の入手が制限されないよう、意思疎通支援の充実を図ります。

【主要施策】

| 施策・事業 | 施策の概要 | 実施部署及び連携機関 |
| --- | --- | --- |
| ①窓口サービスの充実 | ○障がいの特性に配慮したきめ細かな窓口サービスの充実を図ります。  ○ファックスやメール、電話による相談や訪問による相談、手話通訳者・要約筆記者同席相談も検討します。  ○相談窓口のスキルアップを目指し、障がい特性の知識など専門性向上を図ります。 | 障がい福祉課 |
| ②総合的な相談体制の整備 | ○障がいのある人やその家族からの多岐にわたる相談に迅速かつ的確に対応できるよう、関係各課・関係各機関と連携し、「ワンストップ相談※」体制を整えます。 | 障がい福祉課  自立支援課 |
| ○委託された相談支援事業所において、障がいのある人の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。 | 相談支援事業所 |
|  | ○基幹相談支援センターの機能を強化し、地域における中核的な役割を担います | 障がい福祉課 |
| ③障害者相談員※活動の充実 | ○身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員による相談活動の充実を図ります。  ○権利擁護や苦情解決については、広域専門指導員※、地域相談員※や社会福祉協議会と連携します。 | 障がい福祉課 |
| ○障がいのある人やその家族からの相談に応じ、関係機関の協力体制を強化します。 | 社会福祉協議会 |
| ④民生委員・児童委員との連携と相談活動の強化 | ○障がいのある人やその家族など援助を必要とする人の相談・指導・助言など、個別援助活動を行う民生委員・児童委員との連携と相談活動の強化を図ります。 | 社会福祉課  社会福祉協議会 |
| ⑤日中活動体制の構築 | ○日中活動を通し、障がいのある人の社会生活が向上できるように支援します。 | 障がい福祉課 |
| ⑥計画相談支援の充実 | ○相談支援事業所を確保し、セルフプランの解消に努めます。 | 障がい福祉課 |

・ワンストップ相談※：資料編P.126を参照　・障害者相談員※：資料編P.122を参照

・広域専門指導員※：資料編P.120を参照　　・地域相談員※：資料編P.123を参照

（２）関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充

【施策の方針】

障がいのある人が地域の中で安心して暮らしていくためには、様々な生活課題に対応できる多様な支援ネットワークづくりが重要です。

このため、全市的な支援ネットワークの構築のほか、地域自立支援協議会を中心に、地域の福祉、医療、教育、就労などの様々な関係者が連携します。

また、君津圏域内の地域自立支援協議会間での協働を図りながら、圏域単位でのサービス基盤整備の促進等を図ります。

【主要施策】

| 施策・事業 | 施策の概要 | 実施部署及び連携機関 |
| --- | --- | --- |
| ①障がいのある人に対する重層的な支援ネットワークづくりの推進 | ○保健・医療・福祉・教育・雇用など広範な領域にわたる庁内関係各課及び民間機関、事業所によるネットワークを充実します。 | 障がい福祉課  地域自立支援協議会 |
|  | ○地区社協※・自治会などのネットワークづくりを推進します。 | 社会福祉課  社会福祉協議会 |
|  | ○多様な市民ボランティア活動、ＮＰＯ活動、自助グループによる活動が地域資源活用に結びつくよう、ネットワークづくりを推進します。 | 市民活動支援課 |
|  | ○地域自立支援協議会を中心に障がい者関連施設、医療機関、公共職業安定所など他分野にわたる総合的な相談ネットワークづくりを促進します。あわせて、個別支援会議を定期的かつ必要に応じて弾力的に開催し、より実践的なネットワークを構築します。  ○君津圏域内の地域自立支援協議会間での協働を図りながら、圏域単位でのサービス基盤整備の促進等を図ります。 | 障がい福祉課  地域自立支援協議会 |
| ②総合的なマネジメント機能の確立 | ○市をはじめ関係行政機関、医療機関、社会福祉法人などの相互連携と、障がいのある人の自立生活の支援や社会参加支援にかかわる必要なサービス調整のための総合的なケアマネジメント※機能を有する体制の確立を目指します。 | 障がい福祉課  地域自立支援協議会 |

・地区社協※：資料編P.123を参照　　・ケアマネジメント※：資料編P.120を参照

# 第３部　障害福祉計画・ 障害児福祉計画

第１章　第４次きさらづ障がい者プランの取組状況

１　障がい者施策の取組状況

第４次きさらづ障がい者プランでは「自立と、共に支え合うまち・きさらづ」を基本目標として掲げ、これを踏まえ６つの基本施策を示し、関連施策に取り組むことにより、具体的に基本施策を展開してきました。

（１）みんなが理解し合えるまちづくり

■主な事業の展開

○障害者週間※の期間中、大型ショッピングモールにおいて施設で作った物を販売して、障がいのある人への理解を深める活動を推進するとともに、学校教育課、生涯学習課において講演会、講座、体験学習を通じた福祉教育の充実を図りました。また、ボランティア活動やＮＰＯ※活動の推進のため、市民活動支援センターにおいて、市民活動団体の組織化を支援し、一定の成果をあげています。

○ボランティアの協力により障がいのある方々がやっさいもっさい踊り大会に参加しています。

○身体障害者福祉センター運営について民間事業所の活用等により、地域に住んでいる、有資格者や知識・経験を有する市民の活用を進めました。

（２）自立した生活をおくれるまちづくり

■主な事業の展開

　　〇障がいのある人に対する虐待や差別をなくすために、障害者週間の期間中にお

いて、虐待防止に関するティッシュの配布、障害者マーク、ヘルプマーク、ヘ

ルプカードの掲示を行いました。

また市民向けの研修、その第一段階として民生委員児童委員協議会合同研修会

において講座を開催しました。

　　〇きさらづネウボラ（子育て世代包括支援センター）及び子ども家庭総合支援拠点

を子育て支援課が設置し、虐待等への支援体制を強化しています。

・障害者週間※：資料編P.122を参照　　・ＮＰＯ※：資料編P.126を参照

（３）充実し生きがいのあるまちづくり

■主な事業の展開

〇障がいのある・なし問わずだれもが参加できるスポーツイベントを目指し、ボッチャ大会を開催しました。また公民館サークルに対して、地域自立支援協議会就労生活支援部会でアンケートを実施し、障がいのある人が参加できる日中活動の場の把握を行いました。

　　〇地域自立支援協議会就労生活支援部会において障害者雇用促進のためのセミ

ナーを開催し、障害者雇用の促進に取り組みました。

〇自立支援課において、障害者雇用の案内やハローワークへの同行支援などその

人の働き方に合わせた支援を行いました。

　　〇図書館では、マルチメディアデイジー図書の貸出について、市内公立小学校へ

の周知とアンケートを実施し、障がいに配慮した利用促進に取り組みました。

（４）安全で安心して暮らせるまちづくり

■主な事業の展開

○障がいのある人の歩行の安全確保と事故防止のため、計画に基づき、道路の段差解消や安全な道路交通環境の整備を行うとともに、建築確認及び福祉のまちづくり条例の届出時において、バリアフリー※施設推進のための建築指導を実施し、不特定多数の市民が利用する商業施設や銀行、病院などの民間建築物を中心としたバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及に努めています。

○災害時要援護者の避難支援・誘導を迅速かつ適切に実施するために、避難方法などについて個別支援計画の策定に取り組んでいます。

○各地域の自主防犯活動団体による防犯パトロール等を実施する際に、声掛け等の防犯に係る啓発を行い、地域安全活動を推進しています。

・バリアフリー※：資料編P.124を参照

（５）健やかな成長を支援するまちづくり

■主な事業の展開

○乳幼児健診時に育てにくさを感じる子どもに関しては、こども相談や親子教室の利用につなげるなど切れ目のない支援を展開し、発達相談員による個別相談では、必要に応じて療育等の専門機関に繋げてきました。特に、平成30年４月に設置されたきさらづネウボラ（子育て世代包括支援センター）とは連携をとり、障がい及びその疑いのある子どもに対して、早い段階での適切な支援を実施してきました。また、特別支援学校高等部の進路相談や会議に参加して、関係機関と情報を共有して障がい福祉サービス利用に関する支援を行っています。

○発達障がいの疑いのあるお子さんを含め、日々の子育ての中で抱えている悩みを共有し、子どもの行動をどのように捉え考えればよいか、臨床心理士が「子育てを楽しむ」ためのアドバイスを行う講演会や、親と子の愛着を深めるための特別支援学校教諭による講演会を実施しました。

○医療的ケア児に対する協議の場として、医療的ケア児の保護者に対して、希望する支援や制度、学校や日常的な医療的ケアについて困っていること及び要望などについてアンケートを実施し、その結果を基に医療的ケア児が外出する際に知りたい情報について、発信できる方法を検討するなど、取り組みを進めています。

（６）総合的支援のあるまちづくり

■主な事業の展開

○障がいのある人が自己の意思に基づいて地域で自立した生活を送れるように、地域における相談支援・情報提供体制を整備しております。

○平成27年度に市民活動団体の拠点となる市民活動支援センターを開館しました。市民活動コーディネーターがヘルプデスクとして常駐し、市民活動団体への支援を行うなど、多様な市民ボランティア活動、ＮＰＯ活動、自助グループ※による活動が、地域資源活用に結びつくようネットワーク※づくりを推進しています。

・自助グループ※：資料編P.121を参照　　・ネットワーク※：資料編P.124を参照

２　障害福祉サービス等の実施状況

（１）指定障害福祉サービス等

①　訪問系

○訪問系サービスの利用については、計画作成時より全体的に、利用人数と一月の利用者１人あたりの利用時間は、計画値に合わせて横ばい若しくは微減で推移しています。行動援護の実利用人数は計画値を上回り、重度訪問介護は、利用時間数、実利用人数ともに計画値を下回りました。

　　○一方、重度障害者等包括支援については、利用がない状況です。

■サービスの利用状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス名 | 単位 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和２年度 (推計値) | |
| 居宅介護 | 時間／月 | 実績値 | 4,092 | (-367) | 4,091 | (-379) | 4,072 | (-409) |
| 計画値 | 4,459 |  | 4,470 |  | 4,481 |  |
| 実人／月 | 実績値 | 163 | (-12) | 166 | (-9) | 161 | (-14) |
| 計画値 | 175 |  | 175 |  | 175 |  |
| 重度訪問介護 | 時間／月 | 実績値 | 382 | (-135) | 322 | (-220) | 234 | (-336) |
| 計画値 | 517 |  | 542 |  | 570 |  |
| 実人／月 | 実績値 | 4 | (-3) | 4 | (-4) | 1 | (-9) |
| 計画値 | 7 |  | 8 |  | 10 |  |
| 行動援護 | 時間／月 | 実績値 | 56 | (+5) | 60 | (+6) | 36 | (-21) |
| 計画値 | 51 |  | 54 |  | 57 |  |
| 実人／月 | 実績値 | 3 | (+2) | 4 | (+3) | 2 | (+1) |
| 計画値 | 1 |  | 1 |  | 1 |  |
| 同行援護 | 時間／月 | 実績値 | 1,033 | (-113) | 1,163 | (+4) | 705 | (-467) |
| 計画値 | 1,146 |  | 1,159 |  | 1,172 |  |
| 実人／月 | 実績値 | 37 | (-6) | 40 | (-3) | 34 | (-10) |
| 計画値 | 43 |  | 43 |  | 44 |  |
| 重度障害者等包括支援 | 時間／月 | 実績値 | 0 | (-24) | 0 | (-24) | 0 | (-24) |
| 計画値 | 24 |  | 24 |  | 24 |  |
| 実人／月 | 実績値 | 0 | (-1) | 0 | (-1) | 0 | (-1) |
| 計画値 | 1 |  | 1 |  | 1 |  |

②　日中活動系

○日中活動系サービスの利用についても、計画作成時より全体的に、利用人数と一月の利用者１人あたりの利用時間は、計画値に合わせて横ばい若しくは減少傾向で推移しています。特に、自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、利用人数、延利用人日ともに計画値を大幅に下回っています。

○就労移行支援については、利用人数、延利用人日ともに計画値を下回るなど、利用は減少傾向にありますが、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）については、計画値を上回り、実績値も増加傾向を示しています。就労定着支援も利用人数、延利用人日ともに計画値を上回る、増加傾向で推移しています。

○療養介護については、計画値通りでほぼ横ばいで推移しています。

○短期入所（福祉型・医療型）についても利用人数、延利用人日ともに計画値を下回り、減少傾向で推移しています。

■サービスの利用状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

| サービス名 | 単位 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和２年度 (推計値) | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 生活介護 | 延人日／月 | 実績値 | 5,081 | (-350) | 5,227 | (-254) | 5,297 | (-234) |
| 計画値 | 5,431 |  | 5,481 |  | 5,531 |  |
| 実人／月 | 実績値 | 258 | (-31) | 271 | (-22) | 272 | (-26) |
| 計画値 | 289 |  | 293 |  | 298 |  |
| 自立訓練  （機能訓練） | 延人日／月 | 実績値 | 133 | (-77) | 97 | (-119) | 65 | (-158) |
| 計画値 | 210 |  | 216 |  | 223 |  |
| 実人／月 | 実績値 | 24 | (-12) | 16 | (-21) | 12 | (-26) |
| 計画値 | 36 |  | 37 |  | 38 |  |
| 自立訓練  （生活訓練） | 延人日／月 | 実績値 | 120 | (-149) | 76 | (-204) | 43 | (-248) |
| 計画値 | 269 |  | 280 |  | 291 |  |
| 実人／月 | 実績値 | 8 | (-12) | 5 | (-16) | 2 | (-20) |
| 計画値 | 20 |  | 21 |  | 22 |  |
| 就労移行支援 | 延人日／月 | 実績値 | 488 | (+33) | 409 | (-58) | 413 | (-67) |
| 計画値 | 455 |  | 467 |  | 480 |  |
| 実人／月 | 実績値 | 31 | (-2) | 25 | (-10) | 26 | (-10) |
| 計画値 | 33 |  | 35 |  | 36 |  |
| 就労継続支援  （Ａ型）※１ | 延人日／月 | 実績値 | 298 | (+122) | 519 | (+324) | 628 | (+411) |
| 計画値 | 176 |  | 195 |  | 217 |  |
| 実人／月 | 実績値 | 15 | (+6) | 26 | (+16) | 30 | (+18) |
| 計画値 | 9 |  | 10 |  | 12 |  |
| 就労継続支援  （Ｂ型）※２ | 延人日／月 | 実績値 | 2,316 | (-37) | 2,495 | (+61) | 2,473 | (-45) |
| 計画値 | 2,353 |  | 2,434 |  | 2,518 |  |
| 実人／月 | 実績値 | 133 | (-1) | 149 | (+11) | 149 | (+7) |
| 計画値 | 134 |  | 138 |  | 142 |  |
| 就労定着支援 | 延人日／月 | 実績値 | 14 | (-11) | 82 | (+57) | 61 | (+31) |
| 計画値 | 25 |  | 25 |  | 30 |  |
| 実人／月 | 実績値 | 4 | (+2) | 13 | (+11) | 14 | (+12) |
| 計画値 | 2 |  | 2 |  | 2 |  |
| 療養介護 | 実人／月 | 実績値 | 6 | (-2) | 6 | (-2) | 8 | (+0) |
| 計画値 | 8 |  | 8 |  | 8 |  |
| 短期入所  （福祉型） | 延人日／月 | 実績値 | 448 | (+119) | 439 | (+110) | 325 | (-5) |
| 計画値 | 329 |  | 329 |  | 330 |  |
| 実人／月 | 実績値 | 43 | (-11) | 40 | (-14) | 22 | (-33) |
| 計画値 | 54 |  | 54 |  | 55 |  |
| 短期入所  （医療型） | 延人日／月 | 実績値 | 33 | (-74) | 34 | (-81) | 10 | (-114) |
| 計画値 | 107 |  | 115 |  | 124 |  |
| 実人／月 | 実績値 | 8 | (-15) | 5 | (-19) | 2 | (-22) |
| 計画値 | 23 |  | 24 |  | 24 |  |

※１　就労継続支援事業（Ａ型）とは、雇用契約に基づき、就労の機会や生産活動の機会を提供します。

※２　就労継続支援事業（Ｂ型）とは、雇用契約に基づかず、就労の機会や生産活動の機会を提供します。

③　居住系

○共同生活援助については、おおむね計画のとおりです。利用人数は計画値を上回っています。

○施設入所支援は若干増加していますが、これは施設入所に対するニーズがあるためです。

■サービスの利用状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス名 | 単位 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和２年度 (推計値) | |
| 共同生活援助 | 実人／月 | 実績値 | 103 | (+3) | 116 | (+6) | 117 | (+6) |
| 計画値 | 100 |  | 110 |  | 111 |  |
| 施設入所支援 | 実人／月 | 実績値 | 98 | (-1) | 102 | (+4) | 102 | (+5) |
| 計画値 | 99 |  | 98 |  | 97 |  |
| 自立生活援助 | 実人／月 | 実績値 | 0 | (-2) | 0 | (-2) | 0 | (-2) |
| 計画値 | 2 |  | 2 |  | 2 |  |

④　相談支援

○計画相談支援については、実績値が計画値を上回っています。

■サービスの利用状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス名 | 単位 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和２年度 (推計値) | |
| 計画相談支援 | 件/月 | 実績値 | 73 | (+7) | 102 | (+34) | 123 | (+53) |
| 計画値 | 66 |  | 68 |  | 70 |  |
| 地域移行支援 | 件/月 | 実績値 | 0 | (-1) | 1 | (+0) | 0 | (-1) |
| 計画値 | 1 |  | 1 |  | 1 |  |
| 地域定着支援 | 件/月 | 実績値 | 1 | (+0) | 1 | (+0) | 0 | (-1) |
| 計画値 | 1 |  | 1 |  | 1 |  |

**（２）地域生活支援事業**

**①　理解促進研修・啓発事業**

○理解促進研修・啓発事業については、地域活動支援事業の補助金は使用していませんが、障がいのある人への理解という趣旨で障害者週間に市内大型店舗において事業所で作成した物品販売を実施するなど、制度趣旨にあった事業を実施しています。

■事業の実施状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 単位 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 (推計値) |
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | 実績値 | 無 | 無 | 無 |
| 計画値 | 有 | 有 | 有 |

**②　自発的活動支援事業**

○第５期障害福祉計画における実績はありません。

■事業の実施状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 単位 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 (推計値) |
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | 実績値 | 無 | 無 | 無 |
| 計画値 | 無 | 無 | 無 |

**③　相談支援事業等**

○障害者総合支援法第77条の一般相談については、現在、４事業所に委託し困難案件等の案件については、基幹相談支援センター※と連携し対応しています。

○基幹相談支援センター等機能強化事業については、地域活動支援センターⅠ型の事業を委託して、在宅の精神障がいのある人の相談及び指導業務等の機能を維持・強化し、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図っています。

■事業の実施状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

| 事業名 | 単位 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和２年度 (推計値) | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 障害者相談支援事業 | 実施箇所数 | 実績値 | 3 | (-1) | 4 | (+0) | 4 | (-1) |
| 計画値 | 4 |  | 4 |  | 5 |  |
| 基幹相談支援センター | 設置の有無 | 実績値 | 無 | | 無 | | 有 | |
| 計画値 | 有 | | 有 | | 有 | |
| 基幹相談支援センター等  機能強化事業 | 実施の有無 | 実績値 | 有 | | 有 | | 有 | |
| 計画値 | 有 | | 有 | | 有 | |
| 住宅入居等支援事業  （居住サポート事業） | 実施の有無 | 実績値 | 無 | | 無 | | 無 | |
| 計画値 | 無 | | 無 | | 無 | |

**④　成年後見制度利用支援事業**

○成年後見制度利用支援事業については、介護者の高齢化等家庭の事情により、当事業を利用する障がいのある方が増えました。

■事業の実施状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 単位 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和２年度 (推計値) | |
| 成年後見制度利用支援事業 | 実人／年 | 実績値 | 2 | (-2) | 5 | (+0) | 7 | (+1) |
| 計画値 | 4 |  | 5 |  | 6 |  |

・基幹相談支援センター※：資料編P.120を参照

**⑤　成年後見制度法人後見支援事業**

○市民後見人養成講座を平成30年度に実施しましたが、令和元年度、令和２年度は、平成30年度実施の修了者の育成に努めたため、実施していません。

■事業の実施状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 単位 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施の有無 | 実績値 | 有 | 無 | 無 |
| 計画値 | 無 | 無 | 無 |

**⑥　意志疎通支援事業**

○手話通訳者派遣事業については、利用者は固定されていますが利用頻度が増加しています。一方、要約筆記者※派遣事業については、利用者が固定されており、減少傾向にあります。なお、市では、聴覚障害者相談員として障がいのある人（当事者）を配置しており、手話通訳者の設置はしていません。

■事業の実施状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 単位 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和２年度 (推計値) | |
| 手話通訳者・要約筆記派遣事業 | 利用件数 | 実績値 | 261 | (+1) | 311 | (-54) | 304 | (+39) |
| 計画値 | 260 |  | 365 |  | 265 |  |
| 手話通訳者設置事業 | 実設置者数 | 実績値 | 0 | (+0) | 0 | (+0) | 0 | (+0) |
| 計画値 | 0 |  | 0 |  | 0 |  |

**⑦　日常生活用具給付等事業**

○介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）については、全ての年において、実績値は計画値以上となりました。

○在宅療養等支援用具については、増加傾向で推移しており、咽頭摘出者の吸入器・吸引器の利用者の増加がその理由と想定されます。

○情報・意志疎通支援用具については、実績値は年によってまちまちであり、新規利用よりも耐用年数経過による再利用が多いことが想定されます。

○排泄管理支援用具については、ストーマ装着者が年々増加しており、実績値が計画値を大きく上回っています。

・要約筆記者※：資料編P.125を参照

■事業の実施状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

| 事業名 | 単位 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和２年度 (推計値) | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護・訓練支援用具 | 給付等件数  （件／年） | 実績値 | 12 | (+1) | 17 | (+4) | 17 | (+4) |
| 計画値 | 11 |  | 13 |  | 13 |  |
| 自立生活支援用具 | 給付等件数  （件／年） | 実績値 | 26 | (+13) | 25 | (+10) | 27 | (+4) |
| 計画値 | 13 |  | 15 |  | 23 |  |
| 在宅療養等支援用具 | 給付等件数  （件／年） | 実績値 | 30 | (+8) | 30 | (+2) | 36 | (+6) |
| 計画値 | 22 |  | 28 |  | 30 |  |
| 情報・意志疎通支援用具 | 給付等件数  （件／年） | 実績値 | 22 | (+1) | 18 | (-11) | 32 | (+2) |
| 計画値 | 21 |  | 29 |  | 30 |  |
| 排泄管理支援用具 | 給付等件数  （件／年） | 実績値 | 3,304 | (+376) | 3,284 | (+178) | 3,369 | (+178) |
| 計画値 | 2,928 |  | 3,106 |  | 3,191 |  |
| 居宅生活動作補助用具  （住宅改修費） | 給付等件数  （件／年） | 実績値 | 6 | (+0) | 8 | (+3) | 6 | (+1) |
| 計画値 | 6 |  | 5 |  | 5 |  |

**⑧　手話奉仕員養成研修事業**

○近隣４市共同で実施しています。定員約20名のところ木更津市の受講生は、減少傾向にあります。平成30年度と令和元年度は木更津市会場で実施したため、木更津市民が大半を占めておりましたが、令和２年度は君津市会場であったことが、減少した要因の一つと思われます。

■事業の実施状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 単位 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和２年度 (推計値) | |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 実養成講習  修了者数 | 実績値 | 19 | (+9) | 17 | (+7) | 8 | (-2) |
| 計画値 | 10 |  | 10 |  | 10 |  |

**⑨　移動支援事業**

○利用者数、利用時間ともおおむね実績値が計画値を下回っていますが、利用時間は増加傾向で推移しています。

■事業の実施状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 単位 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和２年度 (推計値) | |
| 移動支援事業 | 利用者数  （実人／年） | 実績値 | 101 | (+1) | 94 | (-36) | 68 | (-82) |
| 計画値 | 100 |  | 130 |  | 150 |  |
| 利用時間  （時間／年） | 実績値 | 6,805 | (-695) | 7,102 | (-398) | 7,002 | (-798) |
| 計画値 | 7,500 |  | 7,500 |  | 7,800 |  |

**⑩　地域活動支援センター**

○地域活動支援センターⅠ型については、袖ケ浦市に設置されている事業所に４市で委託をしています。

○地域活動支援センターⅡ型については、富津市に設置されている事業所に利用者数は現在１人となっています。

○地域活動支援センターⅢ型については、本市に事業所が設置されており、ほぼ横ばいで推移しています。また、他市町村分については、令和２年度時点で利用者はおりません。

■事業の実施状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | | 単位 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和２年度 (推計値) | |
| 木更津市 | 地域活動支援  センターⅠ型 | 実施箇所数 | 実績値 | 0 | (+0) | 0 | (+0) | 0 | (+0) |
| 計画値 | 0 |  | 0 |  | 0 |  |
| 利用者数／月 | 実績値 | 0 | (+0) | 0 | (+0) | 0 | (+0) |
| 計画値 | 0 |  | 0 |  | 0 |  |
| 地域活動支援  センターⅡ型 | 実施箇所数 | 実績値 | 0 | (+0) | 0 | (+0) | 0 | (+0) |
| 計画値 | 0 |  | 0 |  | 0 |  |
| 利用者数／月 | 実績値 | 0 | (+0) | 0 | (+0) | 0 | (+0) |
| 計画値 | 0 |  | 0 |  | 0 |  |
| 地域活動支援  センターⅢ型 | 実施箇所数 | 実績値 | 4 | (+0) | 4 | (+0) | 4 | (+0) |
| 計画値 | 4 |  | 4 |  | 4 |  |
| 利用者数／月 | 実績値 | 37 | (+3) | 35 | (+1) | 36 | (+2) |
| 計画値 | 34 |  | 34 |  | 34 |  |
| 事業名 | | 単位 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和２年度 (推計値) | |
| 他市町村分 | 地域活動支援  センターⅠ型 | 実施箇所数 | 実績値 | 1 | (+0) | 1 | (+0) | 1 | (+0) |
| 計画値 | 1 |  | 1 |  | 1 |  |
| 利用者数／月 | 実績値 | 81 | (+26) | 87 | (+32) | 67 | (+12) |
| 計画値 | 55 |  | 55 |  | 55 |  |
| 地域活動支援  センターⅡ型 | 実施箇所数 | 実績値 | 1 | (+0) | 1 | (+0) | 1 | (+0) |
| 計画値 | 1 |  | 1 |  | 1 |  |
| 利用者数／月 | 実績値 | 1 | (+0) | 1 | (+0) | 1 | (+0) |
| 計画値 | 1 |  | 1 |  | 1 |  |
| 地域活動支援  センターⅢ型 | 実施箇所数 | 実績値 | 0 | (-1) | 1 | (+0) | 0 | (-1) |
| 計画値 | 1 |  | 1 |  | 1 |  |
| 利用者数／月 | 実績値 | 0 | (-1) | 1 | (+0) | 0 | (-1) |
| 計画値 | 1 |  | 1 |  | 1 |  |

**⑪　その他の地域生活支援事業**

○訪問入浴サービス、日中一時支援については、令和元年度までは横ばいで推移しています。

○自動車運転免許取得助成と自動車改造費助成については、ほぼ横ばい傾向にあります。

○障がいのある人の虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、休日、夜間の虐待防止センター機能については、障害者虐待防止対策支援として社会福祉法人に避難用居室確保と相談受付、付き添い業務を委託しています。

○知的障害者職親委託については、現在対象者はおりません。

■事業の実施状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 単位 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和２年度 (推計値) | |
| 訪問入浴サービス | 人／年 | 実績値 | 20 | (+10) | 19 | (+3) | 17 | (+1) |
| 計画値 | 10 |  | 16 |  | 16 |  |
| 日中一時支援 | 人／月 | 実績値 | 134 | (+54) | 139 | (+9) | 48 | (-82) |
| 計画値 | 80 |  | 130 |  | 130 |  |
| 自動車運転免許取得助成 | 件／年 | 実績値 | 3 | (+0) | 4 | (+3) | 3 | (+2) |
| 計画値 | 3 |  | 1 |  | 1 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 単位 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和２年度 (推計値) | |
| 自動車改造費助成 | 件／年 | 実績値 | 2 | (-1) | 1 | (-3) | 2 | (+0) |
| 計画値 | 3 |  | 4 |  | 4 |  |
| 障害者虐待防止対策支援 | 実施の有無 | 実績値 | 有 | | 有 | | 有 | |
| 計画値 | 有 | | 有 | | 有 | |
| 知的障害者職親委託 | 実施の有無 | 実績値 | 1 | (+0) | 無 | | 無 | |
| 計画値 | 1 |  | 無 | | 無 | |

（３）障害児支援

①　障害児通所支援

○児童発達支援については、利用人数は計画値を上回って推移しており、延利用人数も増加傾向を示しています。

○放課後等デイサービスも、延利用人数は計画値を大幅に上回って推移しており、計画作成時より一月の利用者１人あたりの利用日数が増加していると考えられます。

○医療的ケア児※は毎年増加していますが、医療型児童発達支援については、計画値を下回る結果となっています。これは、近隣に実施事業所がないことから、在宅で保護者が支援していることや、通常の児童発達支援（重度心身障害児対応）及び市内の日中一時支援で対応していることが考えられます。

■サービスの利用状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

| サービス名 | 単位 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和２年度 (推計値) | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 児童発達支援 | 延人日／月 | 実績値 | 1,373 | (+14) | 1,399 | (+3) | 1,549 | (+114) |
| 計画値 | 1,359 |  | 1,396 |  | 1,435 |  |
| 実人／月 | 実績値 | 103 | (+2) | 118 | (+15) | 127 | (+21) |
| 計画値 | 101 |  | 103 |  | 106 |  |
| 放課後等デイサービス | 延人日／月 | 実績値 | 1,975 | (+791) | 2,224 | (+225) | 2,621 | (+499) |
| 計画値 | 1,184 |  | 1,999 |  | 2,122 |  |
| 実人／月 | 実績値 | 145 | (+28) | 162 | (+40) | 179 | (+52) |
| 計画値 | 117 |  | 122 |  | 127 |  |
| 保育所等訪問支援 | 延人日／月 | 実績値 | 2 | (-1) | 2 | (-2) | 2 | (-3) |
| 計画値 | 3 |  | 4 |  | 5 |  |
| 実人／月 | 実績値 | 1 | (-4) | 1 | (-5) | 1 | (-5) |
| 計画値 | 5 |  | 6 |  | 6 |  |

・医療的ケア児※：資料編P.120を参照

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス名 | 単位 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和２年度 (推計値) | |
| 医療型児童発達支援 | 延人日／月 | 実績値 | 2 | (-9) | 5 | (-7) | 1 | (-11) |
| 計画値 | 11 |  | 12 |  | 12 |  |
| 実人／月 | 実績値 | 1 | (-4) | 2 | (-3) | 1 | (-4) |
| 計画値 | 5 |  | 5 |  | 5 |  |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 延人日／月 | 実績値 | 0 | (-20) | 0 | (-20) | 20 | (+0) |
| 計画値 | 20 |  | 20 |  | 20 |  |
| 実人／月 | 実績値 | 0 | (-1) | 0 | (-1) | 2 | (+1) |
| 計画値 | 1 |  | 1 |  | 1 |  |

②　障害児相談支援

○障害児相談支援については、おおむね計画どおりです。また、セルフプラン利用者が一定数いることについては、本人の希望のほかに、障害児相談支援事業所の不足があげられます。

■サービスの利用状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス名 | 単位 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和２年度 (推計値) | |
| 障害児相談支援 | 実人／月 | 実績値 | 45 | (+5) | 50 | (+3) | 47 | (-4) |
| 計画値 | 40 |  | 47 |  | 51 |  |

③　障害児等療育支援事業

○障害児等療育支援事業については、児童発達支援を受けるための手続きを経ることなく、簡易に障がいが気になる子ができるだけ早い段階で療育支援を受けられるよう、また、保護者への支援も欠かせないことからその支援も実施しています。

■事業の実施状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス名 | 単位 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和２年度 (推計値) | |
| 障害児等療育支援事業 | 利用件数  （件／月） | 実績値 | 38 | (-2) | 51 | (+3) | 44 | (-14) |
| 計画値 | 40 |  | 48 |  | 58 |  |

第２章　計画の方向性と目標

１　計画の方向性

第６期木更津市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画となります。

また、第２期木更津市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画となります。

本計画の策定にあたっては、障害者基本法における基本的理念及び木更津市障害者計画における基本目標である「自立と、共に支え合うまち・きさらづ」を踏まえつつ、次の５項目を基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

（１）障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障がいのある人もない人も、共に暮らせる地域をつくる」という考え方に基づき、障がいの種別や程度を問わず、障がいのある人が自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

（２）市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がいのある人がその種別にかかわらず、必要な障害福祉サービスを利用することができるよう、市を実施主体の基本として、サービスの提供基盤の充実を図ります。

また、発達障がいのある人及び高次脳機能障がい※のある人については、従来から精神障がいのある人に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。

さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図り、難病患者等本人に対して必要な情報提供を行うなどの取組により、障害福祉サービスの活用が促されるように努めます。

・高次脳機能障がい※：資料編P.121を参照

（３）地域における生活の維持・継続、就労支援・就労定着等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、ＮＰＯ等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共につくり、高め合うことができる地域共生社会※の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進します。

①　地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり

②　地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組

③　人工呼吸器を装着している障がいのある子どもその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいのある子ども（医療的ケア児）が保健・医療・福祉・保育・教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

（５）障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子ども及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築とともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健・医療・福祉・教育・就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図ります。

また、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障がいのある子どもの障害児支援の利用を通じて地域の保育、教育等の支援が受けられるようにすることで、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

・地域共生社会※：資料編P.122を参照

２　国の指針に基づく本市の目標

上記１の方向性を踏まえ、国の「基本指針」に即して今次の計画期間（令和３年～５年度）における成果目標を次のとおり設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込み量等）を定めます。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国の基本指針

|  |
| --- |
| ○地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することともに、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6％以上削減することを基本とする。 |

①　目指す方向

障害福祉サービスの提供は、施設入所者の希望を尊重し、求める居住支援（住まい）が提供できるよう、地域生活への移行を支援する取組を充実させることを目指します。

1. 目標設定にあたっての考え方

本市における地域生活移行者数は、平成30年度の1名のみで現在はほとんどいない状態ですが、施設に入所している人は重度障がいがあり、自宅で介護することが困難な人が多く、また、新規の施設入所者数の増加により令和元年度末における施設入所者数は102人となっています。

施設入所者数については、基本指針を踏まえ、令和元年度末の施設入所者数から６％以上削減することを目標とします。

地域移行が条件的に可能な人に対しては、本人・家族の意向を尊重し、利用可能な福祉サービスを活用して地域での生活を支援していくことで、今後は年間２人程度が地域生活へ移行すると見込み、令和５年度末までの３年間で６人の地域移行を目標値とします。

■施設入所者数等の推移

（単位：人）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 施設入所者数 | 105 | 98 | 102 |
| 地域生活移行者数 | 0 | 1 | 0 |
| 新規の施設入所者数 | 1 | 3 | 2 |

③　目標達成のための方策

○退所システムの構築

○相談支援体制の充実

○日中活動の場の確保

○グループホーム、在宅支援の提供基盤の整備

■数値目標等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 国の指針 | 現　状 （令和元年度） | 目　標 （令和５年度） |
| 施設入所者数  （令和５年度末までに年度末の施設入所者見込み数） |  | 102人  （Ａ） | 100人  （Ｂ） |
| 地域生活移行者数  （令和５年度までに施設入所からグループホーム等へ移行する者の数） | ○令和元年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行 |  | 6人 |
| 差引削減見込み数  （Ａ－Ｂ） | ○令和元年度末時点の施設入所者数から1.6％以上削減 |  | 2人  （2.0％） |

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

|  |
| --- |
| ○第５期障害福祉計画においては、国の基本指針に基づき、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを令和２年度までに構築することを目標設定しましたが、構築に向け継続して取り組みます。 |

* + 1. 目指す方向

地域の受け皿づくりや退院促進支援を進め、退院可能な精神障がいのある人に対して地域生活への移行を支援するとともに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築し、保健・医療・福祉の連携体制が強化されることによって社会的入院の解消を目指します。

1. 目標設定にあたっての考え方

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、関係機関との連携強化に努めます。

なお、本市において精神病床における早期退院数等について、具体的な数値は定めませんが、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）、短期入所（医療型・福祉型）、共同生活援助、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、自立生活援助、就労定着支援の充実を図り、地域における精神保健医療福祉体制の基盤整備を推進します。

③　目標達成のための方策

○地域生活のバックアップ体制の構築（移行先のコーディネート、相談支援、成年後見制度の利用）

○本人や保護者へのエンパワーメント※を含む相談支援の充実

■数値目標等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 国の指針 | 現　状 （令和元年度） | 目　標 （令和５年度） |
| 精神障がいのある人の地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場 | 〇すべての圏域ごとに整備 | 1箇所 | 1箇所  （圏域） |
| 協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場 | 〇すべての市町村又は複数市町村共同で整備 | 0箇所 | 1箇所  （市又は共同） |

・エンパワーメント※：資料編P.120を参照

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 国の指針 | 現　状 （令和元年度） | 目　標 （令和５年度） |
| 精神障害者の地域移行支援の利用者数 |  | 1人 | 3人 |
| 精神障害者の地域定着支援の利用者数 |  | 1人 | 3人 |
| 精神障害者の共同生活援助の利用者数 |  | 30人 | 27人 |
| 精神障害者の自立生活援助の利用者数 |  | 0人 | 地域包括ケアシステム構築後設定 |
| 保健、医療、社会福祉関係者による協議の場の開催回数 |  | 0回 | 地域包括ケアシステム構築後設定 |
| 保健、医療（精神科以外の医療機関別）福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加数 |  | 0人 | 地域包括ケアシステム構築後設定 |
| 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 |  | 0回 | 地域包括ケアシステム構築後設定 |

（３）障がい者の地域生活の支援

【国の基本指針】

|  |
| --- |
| ○各市町村又は各圏域に少なくとも１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証、検討をすることを基本とする。 |

目指す方向

障がいのある人の高齢化、重度化や親亡き後に備えるとともに、地域生活において、障害のある人やその家族の緊急事態に対応を図る必要があります。

今後は、自立相談・共同生活援助（グループホーム）の入居体験、場の提供、ショートステイの利便性強化、対応力の強化による緊急時受入体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、コーディネーターの配置など地域の体制づくりを行う機能が求められ、基幹相談支援センターがその役割を担っていきます。

上記に必要な体制について今後、福祉施設と協力し、調査研究をし、体制づくりを進めていきます。

* + 1. 目標設定にあたっての考え方

拠点整備については、平成29年度から地域自立支援協議会居住支援部会で検討に入っており、地域において機能を分担する「面的整備」も含め、令和５年度までに整備を行う計画としています。

③　目標達成のための方策

○地域自立支援協議会居住支援部会での検討

○地域全体で支援する協力体制の構築

（４）福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

|  |
| --- |
| ○令和５年度中に一般就労に移行する者を令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。  ○令和５年度末までに就労移行支援の利用者を令和元年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上とすることを基本とする。  ○令和５年度末までに就労継続支援Ａ型の利用者を令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上とすることを基本とする。  ○令和５年度末までに就労継続支援Ｂ型の利用者を令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上とすることを基本とする。  〇就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。  〇就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上を基本とする。 |

①　目指す方向

地域自立支援協議会の専門部会を中心として、県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、県労働局等の関係機関との連携体制を整備するとともに、福祉施設における就労支援の強化や、就労移行支援事業と連携した福祉施設から一般就労への移行促進に取り組みます。

また、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障がいのある人に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障がいのある人の雇用全体についての取組を推進します。

②　目標設定にあたっての考え方

本市の福祉施設からの一般就労者数は、平成29年度の13人から、令和元年度で30人と増加しています。就労移行支援事業の年間実利用者数は、ここ３年間は30人程度で推移しています。

この現状を踏まえ、障がいのある人本人の状況や保護者の意向を十分に勘案しつつ、障がいのある人の就労支援強化等を図り、国の基本指針に基づき目標値を設定します。

■福祉施設からの一般就労者数等の推移

（単位：人、事業所）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 福祉施設からの一般就労者数 | | 13 | 29 | 30 |
| 就労移行支援事業年間実利用者数 | | 36 | 35 | 32 |
| 就労移行支援事業所数 | | 2 | 2 | 2 |
|  | うち就労移行率が  ３割以上の事業所数 | 0 | 1 | 0 |

③　目標達成のための方策

○地域自立支援協議会専門部会（就労・生活支援部会）での就労支援の強化

○就労系事業所との連携

○就労・生活支援を千葉県より委託を受けている事業所との連携

○就労定着支援実施体制の整備

■数値目標等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 国の指針 | 現　状 （令和元年度） | 目　標 （令和５年度） |
| 福祉施設からの一般就労者数 | ○令和元年度の一般就労への移行実績から1.27倍以上増加。 | 30人 | 39人 |
| 就労移行支援の利用者の一般就労者数 | ○令和元年度の一般就労への移行実績の就労移行支援を1.30倍以上増加。 | 13人 | 17人 |
| 就労継続支援Ａ型の利用者の一般就労者数 | ○令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援Ａ型を1.26倍以上増加。 | 3人 | 4人 |
| 就労継続支援Ｂ型の利用者の一般就労者数 | ○令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援Ｂ型を1.23倍以上増加。 | 14人 | 18人 |
| 就労移行支援利用者による一般就労後の就労定着支援利用割合 | ○就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する者のうち、７割以上が就労定着支援事業を利用。 | 就労移行支援利用者数13人のうち、就労定着支援利用者数は13人で100％ | 就労移行支援利用者数17人のうち、就労定着支援利用者数は17人で100％ |
| 就労定着支援事業所の数 | ○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上。 | 就労定着支援事業所数２事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所数は１事業所で割合は50％ | 就労定着支援事業所数２事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所数は２事業所で割合は100％。 |

（５）障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

|  |
| --- |
| ○児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１箇所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。  ○全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。  ○令和５年度末までに、主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。  ○医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう令和５年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置とともに医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。 |

①　目指す方向

発達支援が必要な子どもに対する障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健・医療・福祉・教育・就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

②　目標設定にあたっての考え方

児童発達支援センターは、市内に１箇所、圏域に１箇所存在し、それぞれで保育所等訪問事業も実施しています。

一方で医療的ケア児を受け入れる市内の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の提供体制は、不十分な状況です。医療的ケア児に対して効果的な支援を身近な場所で提供できるよう、保健・医療・福祉・教育・就労支援等の関係機関と連携した上で、支援体制の整備、障害児相談支援の提供体制の確保などに努めます。

また、成長が気になる子の支援の充実を図るため、本市では、平成30年度から早期発見のための体制が整備され、また、早期療育ができるよう保護者への相談体制が強化されました。そのため、相談後の受け皿として障害児等療育支援事業の充実に努めます。

③　目標達成のための方策

○医療的ケア児受入体制確保のための看護士配置補助金の確保

○医療的ケア児支援のため保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が集まる場での検討

■数値目標等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 国の指針 | 現　状 （令和元年度） | 目　標 （令和５年度） |
| 児童発達支援センターの設置箇所数 | ○各市町村又は圏域に少なくとも１箇所以上設置。 | 1箇所（市）  1箇所（圏域） | 1箇所以上（市） |
| 保育所等訪問支援を提供する事業所数 | ○全ての市町村に設置。 | 2箇所（市）  1箇所（圏域） | 2箇所以上（市） |
| 主に重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数 | ○各市町村又は圏域に少なくとも１箇所以上確保。 | 1箇所（圏域） | 1箇所以上（市） |
| 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場 | ○令和５年度末までに各市町村又は圏域に整備。 | 1箇所（市） | 1箇所（市） |
| 医療的ケア児等コーディネーターの配置 | ○令和５年度末までに各市町村又は圏域に整備。 | 0人 | 圏域の関係機関と協議して３人 |

（６）相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

|  |
| --- |
| ○令和５年度末までに市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することを基本とする。 |

　令和２年４月に障がい福祉課内に設置しました基幹相談支援センターにおいて、総合・専門的な相談支援実施をはじめ、地域相談支援事業所と連携し、障がい種別や各種ニーズに対応した相談支援の強化に取り組みます。また地域の実情に応じて、地域における中核的な役割を担う機関として、地域生活支援拠点等の整備に向けたコーディネーターの役割を担います。発達障がいのある人の支援として、相談窓口となる発達障がい者支援センター（Ｄキャリア）へつなげる支援を実施します。

（７）障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

|  |
| --- |
| ○障害福祉サービスの質の向上を図るための体制を構築することを基本とする。 |

1. 目指す方向

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の具体的内容の理解促進を図るとともに、障害者自立支援審査システムの審査結果を分析し、その結果を障害福祉サービス事業所等と共有することにより事務負担の軽減を図ります。

1. 目標設定にあたっての考え方

　障害福祉サービスの質の向上を図るためには、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の趣旨を十分に理解し、障害福祉サービスを提供することが重要となります。

また、障害者自立支援審査システムの審査結果を分析し情報を共有することは障害福祉サービスの提供に伴う市及び事業所等の請求等事務手続きにおいても、注意すべき点を把握する機会となり、修正等事務負担の軽減を図れ、障害福祉サービスの提供やそれに関連した業務に注力することが可能となり質の向上につながると思われます。

1. 目標達成のための方策

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や関係自治体と必要な連携等を図る体制構築を検討していきます。

第３章　障害福祉サービス等の整備

１　指定障害福祉サービス等

第５期障害福祉計画（平成30年度から令和２年度）の利用実績の推移を踏まえ、福祉施設の入所者及び入院中の精神障がいのある人の地域生活移行数、福祉施設からの一般就労者数等を総合的に勘案して、指定障害福祉サービス等の見込み量を定めました。

■指定障害福祉サービス等の体系

| 種別 | サービスの種類 | 内　　　容 |
| --- | --- | --- |
| 訪問系 | 居宅介護  （ホームヘルプサービス） | 自宅で身体介護、家事援助、通院の付き添いや乗降介助などのため、ヘルパーの派遣が利用できます。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人は、自宅で身体介護、家事援助、付き添い同行などのため、ヘルパーの派遣が利用できます。 |
| 行動援護 | 知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要で、行動上著しく困難がある人は、付き添い同行のため、ヘルパーの派遣が利用できます。 |
| 同行援護 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人が外出する際に同行し、外出先において必要な視覚的情報の支援、移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。 |
| 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性が高い人は、ホームヘルプサービスなどの複数のサービスが利用できます。 |
| 日中活動系 | 生活介護 | 常に介護を必要とする人は、日中活動として、入浴、排泄、食事の提供などの介護が受けられ、創作活動や生産活動を行うことができます。 |
| 自立訓練  （機能訓練・生活訓練） | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練が利用できます。 |
| 就労移行支援 | 就労を希望する人は、一定期間、就労に必要な能力の向上のために必要な訓練が利用できます。 |
| 就労継続支援  （Ａ型・Ｂ型） | 就労が困難な人は、働く場の提供と、就労に必要な能力の向上のために必要な訓練が利用できます。 |
| 就労定着支援 | 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援が一定期間にわたり利用できます。 |
| 療養介護 | 常に医療と介護が必要な人は、医療機関で機能訓練、療養上の管理、介護などが利用できます。 |
| 短期入所 | 短期間、施設に入所し、食事、入浴、排泄などの必要な介護が利用できます。 |
| 居住系 | 自立生活援助 | 集団生活ではなく一人暮らしを希望する障がいのある人のうち、知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力などが十分でなく、一人暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。 |
| 施設入所支援 | 常に介護を必要とする人は、施設に入所し、夜間や休日に入浴、排泄、食事の提供などの介護が受けられます。 |
| 共同生活援助  （グループホーム） | 共同生活をする場合、住居の提供が受けられます。また夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の介護サービスが利用できます。 |
| 相談支援 | 計画相談支援 | 障害福祉サービスを利用する障がいのある人に対して、市が指定した特定相談支援事業者の相談支援専門員により提供して欲しいサービスや障害福祉サービスの提供方法等についてケアマネジメントを行い、自立のための支援を行います（特定相談支援）。 |
| 地域移行支援 | 障害者支援施設等の施設に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。 |
| 地域定着支援 | 居宅で単身等の状況において生活する障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与します。 |

（注）難病により障がいが発生した方についても適用があります。

（１）訪問系

①　サービスの見込み量

○訪問系サービスは、障がいのある人の地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスです。サービスの実績値は、前回計画ではほぼ計画値通りの推移が見られましたが、介護者の高齢化を勘案すると、今後、利用者は増加するものと見込まれます。

○重度障害者等包括支援については、今後も大幅な増加はないと想定されます。

■サービスの見込み量

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス名 | 単位 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 居宅介護 | 時間／月 | 4,100 | 4,110 | 4,120 |
| 実人／月 | 170 | 170 | 170 |
| 重度訪問介護 | 時間／月 | 500 | 700 | 900 |
| 実人／月 | 5 | 7 | 9 |
| 行動援護 | 時間／月 | 57 | 57 | 57 |
| 実人／月 | 3 | 3 | 3 |
| 同行援護 | 時間／月 | 1,250 | 1,350 | 1,500 |
| 実人／月 | 50 | 55 | 60 |
| 重度障害者等包括支援 | 時間／月 | 24 | 24 | 24 |
| 実人／月 | 1 | 1 | 1 |

②　見込み量確保の方策

○今後も利用者数の増加が見込まれることから、サービスを必要とする障がいのある人が適切にサービスを利用できるように、サービス提供体制に関しては、福祉施設や事業所等と連携を図り、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。

○同行援護及び行動援護については介助者に資格が必要であるため、資格取得のための従事者養成研修など、各種研修会への参加及び専門的人材の確保に努めるよう働きかけていきます。

（２）日中活動系

①　サービスの見込み量

○日中活動系サービスについては、前回の計画ではサービスの種類によって計画値を下回る実績はあるものの、一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められ、また、特別支援学校の卒業生、施設入所者、退院した精神障がいのある人等の地域生活への移行利用を勘案すると、今後もサービス利用量の増加が予測されます。また、就労定着支援サービスの利用も増加しています。

○令和元年度までの各サービスの利用実績等に基づき、障がいのある人のニーズや地域生活への移行利用等を勘案し、必要量を見込みました。

■サービスの見込み量

| サービス名 | 単位 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 生活介護 | 延人日／月 | 5,201 | 5,271 | 5,341 |
| 実人／月 | 278 | 298 | 318 |
| 自立訓練（機能訓練） | 延人日／月 | 115 | 120 | 125 |
| 実人／月 | 25 | 26 | 27 |
| 自立訓練（生活訓練） | 延人日／月 | 98 | 100 | 102 |
| 実人／月 | 15 | 16 | 17 |
| 就労移行支援 | 延人日／月 | 450 | 460 | 480 |
| 実人／月 | 28 | 30 | 39 |
| 就労継続支援（Ａ型） | 延人日／月 | 220 | 252 | 288 |
| 実人／月 | 12 | 14 | 16 |
| 就労継続支援（Ｂ型） | 延人日／月 | 2,500 | 2,600 | 2,700 |
| 実人／月 | 150 | 166 | 182 |
| 就労定着支援 | 延人日／月 | 123 | 138 | 151 |
| 実人／月 | 20 | 22 | 24 |
| 療養介護 | 実人／月 | 8 | 9 | 10 |
| 短期入所（福祉型） | 延人日／月 | 325 | 375 | 425 |
| 実人／月 | 55 | 60 | 65 |
| 短期入所（医療型） | 延人日／月 | 35 | 43 | 56 |
| 実人／月 | 8 | 10 | 13 |

②　見込み量確保の方策

○障がいのある人にとって、日中活動の場を確保することは重要です。このため、障がいの特性にあったサービス提供事業所情報を提供し、その人にあった日中生活ができるように努めます。

○今後も、利用ニーズの把握に努めるとともに、サービス内容や対象者について十分な情報を提供できるよう努めます。また、障がいのある人の就労機会を拡大するため、公共職業安定所（ハローワーク）との連携を強化し、事業所に対する啓発を図るとともに、障がいのある人への効果的な雇用情報の提供に努めます。

（３）居住系

①　サービスの見込み量

○共同生活援助については、親亡き後の生活の場や地域への移行の受け皿として利用者が増加するものと見込んでいます。

○施設入所支援については、利用ニーズが一定数あり、今後も利用者数は横ばいで推移していくものと見込んでいます。

■サービスの見込み量

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス名 | 単位 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 共同生活援助 | 実人／月 | 117 | 119 | 120 |
| 施設入所支援 | 実人／月 | 102 | 101 | 100 |
| 自立生活援助 | 実人／月 | 2 | 2 | 2 |

②　見込み量確保の方策

○居住系サービスについては、特に支援が必要な障がいの程度に対応できる施設が少ないため、利用希望者の状況等を踏まえ、事業者の参入を支援し、利用者が必要とするときに利用できるよう、受入体制の推進に努めます。

○地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるように、地域生活への移行を勘案の上、既存施設と連携を図りながら、施設入所サービス需要に適切に対応していきます。

（４）相談支援

①　サービスの見込み量

○障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送る上で相談支援体制の構築は不可欠であることから、適切なサービスの利用に向けた定期的な計画相談を行う必要があります。

○障害福祉サービス又は地域相談支援利用者の「サービス等利用計画」を作成する計画相談支援について、現状では計画作成事業所数が少ないため、微増を見込みました。

○地域移行支援・地域定着支援については、令和元年度までの各サービスの利用実績や地域生活への移行利用等を勘案し、見込み量を設定しています。

■サービスの見込み量

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス名 | 単位 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 計画相談支援 | 実人/月 | 40 | 45 | 47 |
| 地域移行支援 | 実人/月 | 2 | 2 | 4 |
| 地域定着支援 | 実人/月 | 2 | 2 | 4 |

②　見込み量確保の方策

○木更津市では計画相談事業所が少ないことが課題です。利用者がスムーズに計画相談支援を受けられるよう、事業者の参入を働きかけます。

○医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、地域移行支援・地域定着支援の普及を図ります。

２　地域生活支援事業

第５期障害福祉計画（平成30年度から令和２年度）の利用実績の推移を検証するとともに、障がいのある人のニーズを勘案して、地域生活支援事業の必要な見込み量を定めました。

■地域生活支援事業の体系

| 事業の種類 | | 内　　　容 |
| --- | --- | --- |
| 理解促進研修・啓発事業 | | 障がいのある人等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を行います。 |
| 自発的活動支援事業 | | 障がいのある人等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。 |
| 相談支援事業 | | 障がいのある人等の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整など、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。 |
|  | ①障害者相談支援事業 | 障がいのある人の相談に対応するため、相談支援機関に相談業務を委託し相談体制を充実させる事業です。 |
|  | ②基幹相談支援センター等機能強化事業 | 相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。 |
|  | ③住宅入居等支援事業  （居住サポート事業） | 公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障がいのある人を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。 |
| 成年後見制度利用支援事業 | | 障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | | 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。 |
| 手話通訳者派遣事業 | | 聴覚に障がいのある人がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。 |
| 要約筆記者派遣事業 | | 聴覚に障がいのある人に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。 |
| 手話通訳者設置事業 | | 手話通訳者を市役所に設置して、事務手続き等の利便を図ります。 |
| 日常生活用具給付等事業 | | 下記の用具を給付する事業です。 |
|  | ①介護・訓練支援用具 | 障がいのある人等の身体介護を支援する用具や、訓練に用いるいす等の用具 |
|  | ②自立生活支援用具 | 障がいのある人等の入浴補助用具や聴覚に障がいのある人用屋内信号装置等の、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具 |
|  | ③在宅療養等支援用具 | 電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障がいのある人等の在宅療養等を支援する用具 |
|  | ④情報・意志疎通支援用具 | 点字器や人工喉頭等の、障がいのある人等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具 |
|  | ⑤排泄管理支援用具 | ストーマ用装具等の障がいのある人等の排泄管理を支援する衛生用品 |
|  | ⑥居宅生活動作補助用具  （住宅改修費） | 手すりの取り付け、床段差の解消等、障がいのある人等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | | 手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。 |
| 移動支援事業 | | 一人で外出するのが困難な障がいのある人等の余暇活動等の社会参加のために、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。 |
| 地域活動支援センターⅠ型 | | 創作的活動、生産活動の機会の提供等のほか、専門職員を配置し医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。 |
| 地域活動支援センターⅡ型 | | 創作的活動、生産活動の機会の提供等のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 |
| 地域活動支援センターⅢ型 | | 創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を実施します。 |
| 訪問入浴サービス | | 入浴が困難な在宅の身体障がいのある人に、訪問により居宅において移動入浴車又は浴槽を提供して入浴サービスを行います。 |
| 日中一時支援 | | 障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。 |
| 自動車運転免許取得助成 | | 身体障害者手帳１～４級、又は療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者で、就労等社会活動への参加を目的として、自動車運転免許を当該年度に取得した場合、その取得費用10万円を限度に助成します。 |
| 自動車改造費助成 | | 身体障害者手帳の交付を受けている上肢、下肢又は体幹機能障がい（２級以上）の方で、自動車を所持し、かつ運転免許を有し当該自動車を運転する場合、その費用を助成します（所得制限あり）。 |
| 障害者虐待防止対策支援 | | 障がいのある人の虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、休日、夜間の虐待防止センター機能については、社会福祉法人に避難用居室確保と相談受付、付き添い業務を委託しています。 |
| 知的障害者職親委託 | | 知的障がいのある人の自立更生を図るため、一定期間、知的障がいのある人の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与え、雇用の促進と職場における定着性を図ります。 |

（１）理解促進研修・啓発事業

①　事業の整備目標

○地域に住む人が障がいのある人を理解していくための事業を実施します。

■事業の整備目標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 単位 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |

②　見込み量確保の方策

○障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者週間等の機会を活用した地域住民に対する理解促進・意識啓発に向けたイベントの実施を検討します。

○事業の実施にあたっては、特定の住民だけでなく、多くの住民が事業に関心を持つように努めることと併せて、事業は通年的に実施するように努めます。

（２）自発的活動支援事業

①　事業の整備目標

○事業の実施にあたっては、当事者及び関係機関との調整が必要であるため、事業の実施に向けた検討を行っていきます。

■事業の整備目標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 単位 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | 無 | 無 | 無 |

②　見込み量確保の方策

○今後は庁内各課と連携しながら、自発的活動支援事業実施に向けた体制の整備等について、段階的に検討を進めていきます。

（３）相談支援事業

①　事業の整備目標

○基幹相談支援センターにおいて、困難ケースに対応するため、相談支援体制を強化し、相談支援事業所と連携を取りながら社会資源の活用を図ります。

■事業の整備目標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 単位 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 障害者相談支援事業 | 実施箇所数 | 5 | 5 | 5 |
| 基幹相談支援センター | 設置の有無 | 有 | 有 | 有 |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |
| 住宅入居等支援事業  （居住サポート事業） | 実施の有無 | 無 | 無 | 無 |

②　見込み量確保の方策

○基幹相談支援センターのほか、木更津市が委託している相談支援事業所が、障がい福祉に関する諸般の問題について、障がいのある人からの相談に応じるとともに、今後も相談体制の強化を図っていきます。

（４）成年後見制度利用支援事業

①　事業の整備目標

○成年後見人報酬、成年後見市長申し立て費用について活用し、経済的支援が必要な後見制度利用者には、今後も当該制度を活用していきます。

■事業の整備目標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 単位 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 実人／年 | 4 | 4 | 4 |

②　見込み量確保の方策

○成年後見制度の周知に努めるとともに、制度の活用が望まれる人への支援、権利擁護の充実に努めます。

（５）成年後見制度法人後見支援事業

①　事業の整備目標

○成年後見制度の法人後見支援は、利用者がいない状況にあるため実施していません。

■事業の整備目標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 単位 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施の有無 | 無 | 無 | 無 |

②　見込み量確保の方策

○成年後見制度の周知に努めるとともに、制度の活用が望まれる人への支援、権利擁護の充実に努めます。

（６）意志疎通支援事業

①　事業の整備目標

○手話通訳者派遣事業については、利用者は固定されていますが、利用頻度が増加しているため、今後も微増傾向が継続することが見込まれます。

○要約筆記者派遣事業については、利用者が固定されており、今後も減少が見込まれます。

○手話通訳者の設置は、予定していません。

■事業の整備目標

| 事業名 | 単位 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 手話通訳者派遣事業 | 延人/年 | 311 | 313 | 315 |
| 利用件数 | 365 | 377 | 399 |
| 要約筆記者派遣事業 | 延人/年 | 1 | 1 | 1 |
| 利用件数 | 1 | 1 | 1 |
| 手話通訳者設置事業 | 設置箇所数 | 0 | 0 | 0 |

②　見込み量確保の方策

○障がいのある人に対し、事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。

（７）日常生活用具給付等事業

①　事業の整備目標

○日常生活用具給付等事業については、令和２年度までの各事業の利用実績、本市の実情と利用者のニーズ等を勘案し、次のとおり見込みました。

■事業の整備目標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 単位 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 介護・訓練支援用具 | 給付等件数  （件／年） | 17 | 17 | 17 |
| 自立生活支援用具 | 給付等件数  （件／年） | 27 | 28 | 28 |
| 在宅療養等支援用具 | 給付等件数  （件／年） | 36 | 37 | 37 |
| 情報・意志疎通支援用具 | 給付等件数  （件／年） | 32 | 33 | 33 |
| 排泄管理支援用具 | 給付等件数  （件／年） | 3,369 | 3,436 | 3,504 |
| 居宅生活動作補助用具  （住宅改修費） | 給付等件数  （件／年） | 6 | 8 | 8 |

②　見込み量確保の方策

○今後も排泄管理支援用具需要の拡大が見込まれることから、必要な予算の確保に努め、利用者の日常生活の便宜向上を図ります。

○日常生活用具を必要としている方に支給が行えるよう、情報提供の充実に努めます。特に手帳交付時に制度の説明を行うとともに、相談員等と連携して利用希望者やニーズを把握し、対象者への周知を図ります。

○用具の機能や性能の向上に合わせ、給付対象用具の見直しを定期的に行うなど、事業の拡充に努めるとともに、障がいのある人やその家族等からの問い合わせなどに、適切に対応できるよう、用具に対する知識の普及・啓発に努めます。

（８）手話奉仕員養成研修事業

①　事業の整備目標

○木更津市社会福祉協議会と連携し、手話奉仕員養成研修事業の継続的な実施により、手話通訳者の養成に努めます。

■事業の整備目標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 単位 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 養成講習  修了者数 | 17 | 18 | 18 |

②　見込み量確保の方策

○聴覚に障がいのある人等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される役割を担うため、幅広く手話奉仕員養成研修に関する情報の提供を行い、研修定員の確保に努めます。

（９）移動支援事業

①　事業の整備目標

利用時間が増加傾向で推移しており、微増と見込みます。

■事業の整備目標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 単位 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 移動支援事業 | 利用者数  （実人／年） | 98 | 100 | 110 |
| 利用時間  （時間／年） | 7,100 | 7,300 | 7,500 |

②　見込み量確保の方策

○障がいのある人の社会参加や余暇活動を促進させるために、相談員等と連携して移動支援事業のさらなる周知を図り、サービスの利用を促進します。

○事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。

○サービス事業者との連携を強化して相互に困難事例等を確認し合い、障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者が専門的な人材の確保及び資質の向上を図るように働きかけていきます。

（10）地域活動支援センター

①　事業の整備目標

○地域活動支援センターⅠ型は、君津圏域４市共同で設置しています。現在、木更津市単独で設置する予定はなく、利用者数も近年横ばいで推移しているため、今後も同様と見込みます。

○地域活動支援センターⅡ型は、市内に事業所がなく、他市にある事業所に１人の利用があるだけのため、横ばいで推移すると見込みました。

○地域活動支援センターⅢ型は、市内に４箇所の事業所があります。利用者の推移は、近年横ばいであるため、同様に推移すると見込みました。

■事業の整備目標

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | | 単位 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 木更津市 | 地域活動支援  センターⅠ型 | 実施箇所数 | 0 | 0 | 0 |
| 利用者数／月 | 0 | 0 | 0 |
| 地域活動支援  センターⅡ型 | 実施箇所数 | 0 | 0 | 0 |
| 利用者数／月 | 0 | 0 | 0 |
| 地域活動支援  センターⅢ型 | 実施箇所数 | 4 | 4 | 4 |
| 利用者数／月 | 36 | 36 | 36 |
| 他市町村分 | 地域活動支援  センターⅠ型 | 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 |
| 利用者数／月 | 84 | 84 | 84 |
| 地域活動支援  センターⅡ型 | 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 |
| 利用者数／月 | 1 | 1 | 1 |
| 地域活動支援  センターⅢ型 | 実施箇所数 | 0 | 0 | 0 |
| 利用者数／月 | 0 | 0 | 0 |

②　見込み量確保の方策

○障がいの特性に合わせた活動を提供し、地域生活を送っている障がいのある人が、より多く地域活動支援センターに通うことができるよう努めます。

（11）その他の地域生活支援事業

市では、必須事業のほか、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、次の事業を実施します。

①　事業の整備目標

○その他の地域生活支援事業については、令和２年度までの各事業の利用実績、本市の実情と利用者のニーズ等を勘案し、次のとおり見込みました。なお、知的障害者職親委託については、就労移行支援等の就労系サービスの拡大に伴い、今後、利用者はいないものと見込んでいます。

■事業の整備目標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 単位 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 訪問入浴サービス | 実人／年 | 20 | 20 | 20 |
| 日中一時支援 | 実施箇所数 | 40 | 42 | 44 |
| 実人／月 | 136 | 145 | 149 |
| 利用回数／年 | 5,168 | 5,510 | 5,662 |
| 自動車運転免許取得助成 | 件／年 | 3 | 4 | 4 |
| 自動車改造費助成 | 件／年 | 2 | 2 | 2 |
| 障害者虐待防止支援 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |
| 知的障害者職親委託 | 実施の有無 | 無 | 無 | 無 |

②　見込み量確保の方策

○日中一時支援等については、介護者の休息を目的として事業展開を行う中で、サービス内容が低下しないように働きかけるとともに、サービス内容の情報を提供していきます。

○市のホームページや広報紙などを通じて、サービスの周知を図るとともに、適正な事業運営を進めていきます。

**３　指定通所支援等**

児童福祉法の改正により、平成24年度から障害児支援が強化され、身近な地域で支援が受けられるように、障害児通所給付サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）が創設され、新たなサービスとして実施しています。

また、平成28年５月に成立した障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律により、「居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設」「保育所等訪問支援の支援対象の拡大」「医療的ケア児に対する支援」等の充実が図られ、障がいのある子どもに対する支援ニーズの多様化へきめ細かに対応するため、指定通所支援等の見込み量を定め、障がいのある子どもへのサービス提供体制の計画的な構築を図ります。

■指定通所支援サービス等の体系

| 種別 | サービスの種類 | 内　　　容 |
| --- | --- | --- |
| 障害児通所支援 | 児童発達支援 | 未就学児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の向上、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。 |
| 医療型児童発達支援 | 未就学児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の向上、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。 |
| 放課後等デイサービス | 就学児が学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所などを訪問し、障がいのある子どもに対して、障がいのある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。 |
| 障害児相談支援 | 障害児相談支援 | 障がいのある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。 |

**（１）障害児通所支援**

**①　サービスの見込み量**

○児童発達支援、保育所等訪問支援については、今後も早期療育を推進し、制度の周知や、保護者の療育への理解が進むことによって、利用者数が増加することが見込まれます。なお、保育所等訪問支援の計画値を見込む際は、１人あたり２か月に１回程度の利用を想定します。

○放課後等デイサービスについては、令和元年度末には市内で14事業所でしたが、令和２年には10月末現在には17事業所となっており、利用者の選択肢が増加していることや、早期療育の推進に伴い、今後も利用者数は増加するものと見込まれます。

○医療型児童発達支援については、今後も一定数の利用を見込みますが、近隣に実施事業所がないことから、大幅な増加はないと見込まれます。

○居宅訪問型児童発達支援については、実施事業所が２事業所あり在宅における医療的ケア児の利用が見込まれます。

■サービスの見込み量

| サービス名 | 単位 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 児童発達支援 | 延人日／月 | 1,470 | 1,520 | 1,570 |
| 実人／月 | 119 | 122 | 125 |
| 医療型児童発達支援 | 延人日／月 | 12 | 16 | 20 |
| 実人／月 | 3 | 4 | 5 |
| 放課後等デイサービス | 延人日／月 | 2,224 | 2,288 | 2,352 |
| 実人／月 | 173 | 178 | 183 |
| 保育所等訪問支援 | 延人日／月 | 4 | 8 | 8 |
| 実人／月 | 2 | 4 | 4 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 延人日／月 | 30 | 50 | 70 |
| 実人／月 | 3 | 5 | 7 |

**②　見込み量確保の方策**

○障害児通所支援の利用ニーズは増加傾向にあるため、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある子どもの希望に沿った利用ができるよう支援します。

**（２）障害児相談支援等**

**①　サービスの見込み量**

○障害児相談支援については、今後も微増傾向で推移することを見込みました。また、医療的ケア児の増加等に対応し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数を見込みました。

■サービスの見込み量

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス名 | 単位 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 障害児相談支援 | 実人／月 | 20 | 21 | 22 |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 | 配置人数 | 1 | 2 | 3 |

**②　見込み量確保の方策**

○障害児相談支援については、地域の課題として、障害児相談支援事業所が不足しているという問題がある一方で、基本的には全ての利用者が当サービスを受給することが望ましいため、障害児相談支援事業所と相談しながら、引き続き新規利用者に対して障害児相談支援の利用を促すとともに、現在セルフプランである人に対しても利用を促し、可能な限り導入を進めます。

○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成に努めます。

**（３）指定通所支援等提供体制の整備**

障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期からの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築するため、児童福祉法を基本として、身近な地域での障がいのある子どもへの支援の充実を図るとともに、障がい者福祉、児童福祉、保健福祉の連携体制をさらに深め、以下のような取組を行っていきます。

**①　障がいのある子どもの把握**

障害福祉計画等の改訂に合わせて、障がいのある子どもの生活実態や施策・サービスへの要望等を把握し、課題や福祉ニーズを明確化するとともに、その解決へ向けて現行サービスの改善のほか、新規サービスの創設等のための基礎資料とするためのニーズ調査を実施します。

**②　療育体制の整備**

障がいのある子どもに対する療育体制を整備するために、「子ども・子育て支援計画」と個別事案において連携して対応していくほか、保健・医療・福祉・教育等の連携の強化を図ります。

また、障がいのある子どもの地域生活を支えるため、医療と連携した支援が乳幼児から行えるよう、支援の仕組みを検討します。

**③　障がいのある児童・生徒への教育の充実**

障がいのある児童・生徒が、その障がいの種類や程度に応じて、適切な教育を受けられるように、施設のバリアフリー化や学校生活支援員の配置など、教育環境の充実に努めます。

また、小中学校の特別支援学級に在籍する障がいのある子どもの支援については、本市学校教育課と定期的に連携会議を実施し、情報共有・個別的事案のケース対応を行っていきます。

1. **特別支援教育の推進**

ＬＤ（学習障がい）※やＡＤＨＤ（注意欠陥、多動性障がい）※、高機能自閉症※等、教育や療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援に努めます。特に、特別支援学校在学生についての相談が担当教諭、相談支援機関からあった場合、随時ケース会議を開き、問題解決にあたります。

また、特別支援学校高等部の進路については、支援学校の先生と共に個別面接し、卒業後、適切な方向に進めるよう支援します。

・ＬＤ（学習障がい）※：資料編P.126を参照

・ＡＤＨＤ（注意欠陥、多動性障がい）※：資料編P.126を参照

・高機能自閉症※：資料編P.120を参照

**⑤　サービス提供事業所の確保**

障害児通所支援等を利用したいという希望に対応できるように、近隣市町とも情報交換を行いながら、児童発達支援センターや児童発達支援事業所を中心として、サービス提供事業所の確保に努めます。

なお、児童発達支援センターは市内に１箇所あり、また、本市が構成団体の１つとなっている君津郡市広域市町村圏事務組合が運営する施設が１箇所あります。

児童発達支援の利用者数が増加しているにもかかわらず、実施箇所数は増加していない状況であるため、新規事業所開設等の相談時や既存の放課後等デイサービス事業所等に適宜当サービスの必要性を説明し、実施を促していく必要があります。

■必要な整備量の見込み

| サービス名 | 単位 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 児童発達支援センター | 実施箇所数 | 2 | 2 | 2 |
| 利用者数  （実人／月） | 65 | 65 | 65 |
| 児童発達支援事業所 | 実施箇所数 | 9 | 10 | 10 |
| 利用者数  （実人／月） | 67 | 69 | 72 |

# 資料編

１　木更津市障害福祉計画策定委員会名簿等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | | |
| **委員長　　　　　　　　　　　　　　副委員長** | | |
| 区　　分 | 委 員 氏 名 | 機　　　関　　　名　　　等 |
| 学識経験者 | 津　田　　望 | 社会福祉法人　のゆり会 |
|  | 大　出　敏　文 | 君津健康福祉センター |
| 福祉関係  団体代表 | 滝　口　君　江 | 木更津市社会福祉協議会 |
| 島　津　　太 | 中核地域生活支援センター |
| 中　村　敏　久 | 社会福祉法人　みづき会 |
| 小　沢　　太 | 社会福祉法人　萬燈会 |
| 野　中　道　男 | 木更津市身体障害者福祉会 |
| 古　山　日出男 | 木更津視覚障害者福祉協会 |
| 寺　本　　謙 | 木更津ろうあ協会 |
| 石　川　恵美子 | 木更津市手をつなぐ親の会 |
| 國　分　栄 樹 | 「地域で心の病を支える家族の集まり」つくし会 |
| 市の職員 | 鈴木　賀津也 | 福祉部長 |
| 委嘱期間　令和２年１０月２９日から令和３年１０月２８日 | | |

**（計画の策定経緯）**

|  |  |
| --- | --- |
| 令和２年７月 | 障がい者1,000人を対象にアンケート調査実施 |
| 令和２年９月 | アンケート結果分析　　　（回答440件） |
| 令和２年７月～10月 | 地域自立支援協議会６部会を書面会議開催 |
| 令和２年10月29日 | 木更津市障害福祉計画策定委員会（第１回） |
| 令和２年11月11日 | 木更津市障害福祉計画策定委員会（第２回） |
| 令和２年12月～１月 | 意見公募 |
| 令和３年２月 | 木更津市障害福祉計画策定委員会（第３回） |

２　用語解説

|  |  |
| --- | --- |
| あ | 【アウトリーチ（訪問支援）】  手を伸ばす、手を差し伸べるといった意味で、様々な場合に用いられるが、介護福祉の場合、ソーシャルワークや福祉サービスの一般的実施機関がその職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ利用を実現させるような取組のこと。  【医療的ケア児】  生活する上で医療的ケア（たん吸引、経管栄養など）が必要な子ども。  【エンパワーメント（Empowerment）】  十分な情報に基づき意思決定し行動できるような力。 |
|  |  |
| か | 【基幹相談支援センター】  地域における相談支援の中核的な役割（「総合相談・専門相談」「権利擁護・虐待防止」「地域移行・地域定着の促進」「地域の相談支援体制の強化」）を担う機関。  【ケアマネジメント】  援助を必要とする人に対して、保健・医療・福祉などの地域の様々な社会資源を活用したケアプラン（個別支援計画）を作成し、適切なサービスを行うこと。  【広域専門指導員】  「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」第16条の規定により、県の健康福祉センター及び保健所を設置する市の区域ごとに千葉県知事から委嘱された人。  業務としては、地域相談員に対し、専門的な見地から業務遂行に必要な技術について指導及び助言を行うこと。対象事案に関する相談事例の調査及び研究に関すること。障がいのある人が行った申し立てに関する調査に関すること。  【高機能自閉症（ＨＡ）】  ３歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。  【高次脳機能障がい】  ケガや病気により脳に損傷を負って起こる、記憶障がい・注意障がい・遂行機能障がい・社会的行動障がい。 |
|  | 【合理的配慮】  障がいのある人が障がいのない人と平等に全ての人権と基本的自由を享有し、行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難を取り除くための個別の調整や変更のこと。  【子育て世代包括支援センター】  妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、保健師等の専門家が相談に応じ必要な支援の調整や関係機関と連絡調整して切れ目のない支援を提供する機関。 |
|  |  |
| さ | 【自助グループ】  何らかの困難や問題、悩みを抱えた人が、同様な問題を抱えている個人や家族と共に当事者同士の自発的なつながりで結びついた集団。その問題の専門家の手にグループの運営を委ねず、あくまで当事者たちが独立しているというのが特徴的となっている。  【就労支援施設】  障害福祉サービスのうち就労移行支援又は就労継続（Ａ型・Ｂ型）支援を提供する施設をいう。  【障害支援区分】  障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。  【障害者虐待防止センター】  「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」が平成23年６月に成立し、平成24年10月に施行されたことにより、各市町村にセンターを設け、養護者による障がいのある人への虐待の防止及び養護者によ虐待を受けた障がいのある人の保護のため、障がいのある人及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと、障がいのある人への虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと、養護者による障がいのある人への虐待（18歳未満の障がいのある人について行われるものを除く。）により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、立入調査や一時保護を行うことができる。  【障害者週間】  障害者週間は、広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間である。障害者基本法の公布日でもある12月３日を起点とし、障がい者の日である12月９日までの１週間と定めたものである。  【障害者相談員】  身体障害者福祉法第12条の３第１項に規定する身体障害者相談員や知的障害者福祉法第15条の２第２項に規定する知的障害者相談員であり、市町村から委嘱された人。木更津市内において身体障害・知的障害に関する相談業務を行う。委嘱期間は２年間。  【人権週間】  人権週間は世界人権宣言の趣旨と重要性を広く日本国民に訴えかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るための週間。12月10日を最終日とする１週間（12月4日～12月10日）を人権週間と定めた。  【成年後見制度】  知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任するほか、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。 |
| た | 【地域共生社会】  制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会のこと。  【地域自立支援協議会】  木更津市では、障害者総合支援法第89条の３の規定により地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、平成21年６月に木更津市地域自立支援協議会を設置し、下部組織である専門部会での実施事業や個別支援会議などを行っている。  【地域生活支援拠点】  障がい者の重度化、高齢化、「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた拠点。  【地域生活支援事業】  障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業。  【地域相談員】  「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」第14条の規定により、千葉県知事から委嘱され、障がいのある人に関する相談を受け、又は障がいのある人の権利擁護、差別に関しての相談業務を行っている。  【地区社協（地区社会福祉協議会）】  地区社協は、住民一人ひとりが社会福祉に参加して、地域の中の助け合いを育てていくための組織。地区住民や、町内会・自治会、民生委員・児童委員、その他地区の各種団体から選出された代表者によって構成される住民組織。  また、地域の社会福祉の増進を目指して市社会福祉協議会と共に活動していくために設置された組織である。木更津市には、15の地区社会福祉協議会がある。  【特別支援教育】  従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい（ＬＤ）、注意欠陥／多動性障がい（ＡＤＨＤ）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。 |
| な | 【難病】  原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの多い疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病とされている。パーキンソン病、重症筋無力症などがある。  【日常生活自立支援事業】  知的障がいのある人、精神障がいのある人、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるようにすることを目的とする事業。  【ネットワーク】  網目状の構造とそれを維持するための機能。社会福祉及び社会援助活動の領域では、人間関係、活動団体のつながりや相互連携の意味で用いられることが多い。  【ノーマライゼーション】  障がいのある人を特別視するのではなく、社会の中で普通に生活できるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそが自然であるという考え方。 |
| は | 【発達障がい】  先天的な様々な要因によって主に乳児期から幼児期にかけてその特性が現れ始める発達遅延である。発達障がいには、しばしば精神・知能的な障がいや身体的な障がいを伴う。  【パーキングパーミット】  公共施設や商業施設をはじめとする、さまざまな施設に設置されている障がい者等用駐車区画の利用対象者を、障がい者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難と認められる人に限定し、対象者には利用証を交付することで適正利用を図る制度。  【バリアフリー（化）】  障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くこと。障がいのある人の社会参加を困難にするバリアには、建物などの物理的なもの、意識上のもの、制度的なものがある。  【ピア・サポート（活動）（peer support）】  対等な支援として、一般に、「同じような立場の人によるサポート」といった意味で用いられる言葉であり、同じような障がいを持つ人やその家族などが相談相手となり助言や支援を行う活動のこと。なお、相談に力点を置いた「ピアカウンセリング」、傾聴に力点を置いた「ピアリスニング」なども類似の概念である。  【避難行動要支援者避難支援プラン】  避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）とは、国が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施することを目的に、市町村の避難行動要支援者避難支援に関する全体的な考え方を示すもの。  【福祉避難所】  災害時に高齢者、障がいのある人、乳幼児等の特に支援の必要度が高い人（要配慮者）を対象に設置される避難所。避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮される必要がある。 |
| ま | 【民生委員・児童委員】  民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、｢児童委員｣を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。  委嘱期間は３年間。 |
| や | 【ユニバーサルデザイン】  施設や道具、仕組みなどが、全ての人にとって利用・享受できる仕様・デザイン。  【要約筆記者】  聴覚に障がいのある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳をする人のこと。話すスピードは書く（入力する）スピードより数倍も速くて全ては文字化できないため、話の内容を要約して筆記するため「要約筆記」という。 |
| ら | 【ライフサポートファイル（クローバー）】  障がいがあり、支援を必要とするお子さんとそのご家族が、成長に応じた適切な支援を継続的に受けられるように、子どもの記録をつづるファイルで、市民の皆さんの幸せへの願いを込めて「クローバー」と名づけられた。市役所障がい福祉課で交付しており、市ホームページからもダウンロードできる。  【ライフステージ】  人生の各段階。幼少期、青年期、壮年期、老年期などの段階に分けられる。  【リハビリテーション】  障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復の技術的訓練プログラムにとどまらず、障がいのある人のライフステージにおける全ての段階において全人間的復権に寄与し、障がいのある人の自立と社会参加を目指す障がい者施策の理念。リハビリテーションには、医学、工学、職業、社会等の各専門分野があるが、障がいのある人の人間的復権を図るためには、それらの諸技術の総合的推進が肝要である。  【療育】  医療や訓練、教育、福祉などを通じて、障がいがあっても社会に適応し自立できるように育成すること。 |
| わ | 【ワンストップ相談】  相談者が必要な相談や手続きのために、相談窓口を回るのではなく、１つの窓口においてあらゆる相談から手続きまでが行えるよう配慮した相談方式。 |
| 英字 | 【ＡＤＨＤ（注意欠陥／多動性障がい）】  知能は、ほぼ正常ないし正常以上であるが、種々の程度の学習や行動の異常があり、中枢神経機能の偏りを伴うもの。  この中枢神経機能の偏りにより、認知、概念化、言語、記銘、注意の集中、衝動の抑制、運動機能の障がいのいくつかが重複してみられるもの。  【ＬＤ（学習障がい）　（ＬＤ：Learning Disability）】  基本的に全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な障がい。学習障がいは、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、その障がいに起因する学習上の特異な困難は、主として学齢期に顕在化するが、学齢期を過ぎるまで明らかにならないこともある。  【ＮＰＯ（Non-Profit Organization）】  民間非営利組織。環境、福祉、国際交流等に関する目的で広範囲にわたり様々な活動を行っている非営利の民間組織。  【ＳＳＴ（スクールサポートティーチャー）】  木更津市教育委員会では普通学級に在籍する軽度の発達障がいの児童に対して、学級担任と協力して特別支援を行うための人員（スクール・サポート・ティーチャー）を計画的に配置している。 |

|  |
| --- |
| **第５次きさらづ障がい者プラン**  木更津市障害者計画  木更津市障害福祉計画  木更津市障害児福祉計画  令和３年３月発行  発　行　木更津市  編　集　木更津市 福祉部 障がい福祉課  〒292-8501　千葉県木更津市朝日3-10-19  TEL　障がい支援担当　0438-23-8497  障がい給付担当　0438-23-8513 |